最終更新日：2026 年 12 月 22 日. この標準規約は、以下に限って適用されます。(i) 本日以降に締結される一切の新規契約、および、(ii) 本日以降に合意される既存契約の更新契約または代替契約。本日より前に締結された契約については、更新または代替が行われるまでの間、現在、当該契約に適用されている従来の条件が、引き続き適用されます。

SoftwareOne 標準利用規約

1. 標準規約

1.1. SoftwareOne は、ソフトウェアポートフォリオ管理、ソフトウェア調達、ソフトウェア資産管理、クラウドソリューション並びにプロフェッショナルサービスを含む、グローバルなソフトウェア再販事業者及び情報技術サービス提供者です。

1.2. 本契約条項（以下「**標準規約**」と称す）は、SoftwareOne の Web サイト（https://www.softwareone.com/en/terms-conditions）に掲載されており、SoftwareOne が製品及びサービスを提供する際の条件（随時改訂されることがある）を構成するものです。

1.3. 本標準規約は、その条項に拘束されることに同意する事業体（以下「**お客様**」と称す）と、お客様がそこから製品・サービスを購入する SoftwareOne 事業体（状況に応じて、本標準規約または関連契約に記載され、以下「**SoftwareOne**」と称す）の間で取り交わされるものです。それぞれを「**当事者**」とし、両者を合わせて「**両当事者**」とします。

1.4. 本標準規約若しくは個別契約書の写しに物理的又は電子的に署名すること、電子版の「同意する」をクリックすること、又は製品若しくはサービスを注文することにより、お客様は本標準規約及び個別契約の条件に拘束されることに同意するものとみなされます（当該同意の日を以下「**発効日**」という）。さらに、SoftwareOne に対し、お客様が現在事業を行っている主体であり、本標準規約を適法に締結する能力を有することを表明します。また、貴殿が個人としてお客様を代表して本標準規約を締結する場合、貴殿は、お客様を法的に拘束する権限を有することを SoftwareOne に対して表明するものとします。

2. 標準規約および個別契約の構成

2.1. 本標準規約は、以下の内容で構成されています。

2.1.1. 本文（以下「**本文**」という）、
2.1.2. 別紙 1 に定める再販条件（以下「**再販条件**」という）、
2.1.3. 別紙 2 に定めるサービス条件（以下「**サービス条件**」という）、 並びに
2.1.4. 本契約書において言及されるその他全ての条件。

2.2. SoftwareOne が第三者の再販業者として本製品を提供する場合、本文に加えて再販条件が適用されるものとします。SoftwareOne が本サービスを提供する場合及び/又は本製品を提供する場合（ただし、第三者の再販業者としてではない場合）、本文に加えてサービス条件が適用されるものとします。

2.3. 本製品の注文は、SoftwareOne が注文確認書を発行するまで SoftwareOne を拘束しないものとします。 当該注文確認書の発行により、お客様と SoftwareOne の間で自動的に個別契約が成立するものとします。本サービスの注文は、SoftwareOne 及びお客様が個別契約を締結するまで SoftwareOne を拘束しないものとします。各個別契約は、本標準規約に定める条項に準拠する個別の法的拘束力を有する合意を構成し、当該個別契約に規定される事項に関する両当事者間の完全な合意を形成するものとします。

3. 有効期間

3.1. 本標準規約は発効日に効力を生じ、その条項に従って終了するまで有効に存続するものとします（以下「**有効期間**」という）。

3.2. 各個別契約は、当該個別契約書に定める日付、又は日付の定めがない場合は、当該契約の締結時（以下「**契約発効日**」という）に効力を生じ、その条項に従って満了又は終了するまで効力を有するものとします（以下「**契約期間**」という）。

4. 料金、支払条件、租税及び費用

料金および支払条件

4.1. 本製品及び本サービスの料金、その他適用される料金及び支払条件（関連する請求モデルを含む）は、個別契約書に定めるとおりとします。お客様は、支払条件及び関連する請求モデルを理解することに単独で責任を負うものとします。個別契約書に支払条件又は請求モデルが定められていない場合、SoftwareOne は合理的な裁量によりお客様に請求する権利を有し、全ての料金及びその他の費用は、SoftwareOne の請求書の日付から 14 暦日以内にお客様により支払われるものとします。SoftwareOne の請求書様式は、個別契約書に別段の定めがない限り、SoftwareOne の標準的な請求方針に従うものとします。

4.2. 消費量又はその他の基準に基づいて超過料金が発生する本製品及び/又は本サービスについて、SoftwareOne は追加の個別契約を締結することなく、当該超過料金をお客様に請求する権利を有するものとします。お客様は、SoftwareOne が当該超過料金についてお客様に請求書を発行できるよう、SoftwareOne が合理的に要求する全ての情報を提供するものとします。

4.3. お客様が請求書の金額について合理的に異議を唱える場合、お客様は争いのない金額を支払い、請求書の日付から 7 暦日以内に、異議を唱える金額及びその理由を SoftwareOne に通知するものとします。お客様が本期間内に SoftwareOne に通知しない場合、当該請求書は受諾されたものとみなされ、お客様により全額支払われるものとします。両当事者は、速やかに異議のある金額について調査し、解決するために協力するものとします。

4.4. お客様が期日までに支払うべき金額を支払わない場合、SoftwareOne は、他の権利又は救済手段を損なうことなく、書面による請求又は不履行の通知なしに、未払金額に対して月利 1.5 パーセント（1.5%）の利息を請求する権利を有するものとします。ただし、適用法がこの金額を認めない場合は、適用法で認められる最大金額とします。これは請求書が全額支払われるまで適用され、合理的な弁護士費用及び訴訟費用を含む全ての回収費用と共に請求されるものとします。

4.5. 他の権利又は救済手段を損なうことなく、以下の各号のいずれかに該当する場合：

4.5.1. 係争の対象となっていないお支払いをお客様が滞納した場合、または、
4.5.2. Moody's、Standard and Poor、Fitch、Duff & Phelps によるお客様の格付けが BB/ネガティブ以下に低下するか、Dun and Bradstreet によるお客様の信用格付けが 4 に低下するか、または類似の格付け機関によるお客様の信用格付け（存在する場合のみ）が同様の水準に低下した場合、

SoftwareOne は、お客様に対する責任を負うことなく以下を行う権利を有します。(i) 一部または全部の契約の支払条件を前払いに直ちに変更する。及び/又は (ii) 第 4.5.1 条に関して、お客様が滞納金額を全額支払うまで、一部または全部の製品・サービスの提供を停止する。ただし、SoftwareOne は、本条項に基づいて製品・サービスの提供を停止する旨を、少なくとも 14 日前までにお客様に書面をもって通知する必要があります。本条項に基づいて製品及び/又はサービスの提供が停止された場合も、本標準規約又は個別契約に従ってお客様が製品・サービスに対して支払うべき義務がそれをもって免除されるわけではありません。

4.6. 第三者が本製品の料金、費用、租税若しくはその他の料金、又はそれらに関連する請求モデルを変更した場合、SoftwareOne は自社の料金、費用、租税若しくはその他の料金、及びそれらに関連する請求モデルを変更する権利を有するものとします。さらに、個別契約書に別段の定めがない限り、SoftwareOne は年 1 回、その料金及び/又はその他の料金（適用される割合又は割引を含む）を変更する権利を有するものとします。

4.7. お客様が SoftwareOne に支払うべき全ての金額は、相殺又は反対請求を行うことなく、また、控除又は源泉徴収を行うことなく支払われるものとします。

4.8. 個別契約書には、適用される価格設定、並びに本製品及び/又は本サービスの価格設定と請求先住所が何に紐づけられているかが規定されるものとします。お客様が既存の本製品及び/又は本サービスを有する場合、当該本製品及び/又は本サービスに登録されているテナントの所在地情報を確認しなければならないものとします。

租税及び費用

4.9. 全ての料金及びその他の費用は、租税及び費用を含まないものとし、これらは本第 4 条及び該当する個別契約に従って、SoftwareOne により請求され、お客様により追加で支払われるものとします。

4.10. 適用法の下で、お客様の SoftwareONE に支払うべき金額から何らかの税額が控除または源泉徴収される場合、お客様の SoftwareONE に支払うべき金額は、かかる控除または源泉徴収が行われた後においても、SoftwareONE がかかる控除または源泉徴収がなかったものとしての金額と同額を受け取れるよう増額するものとします。

4.11. 費用（旅費及び滞在費を含む）は、適用される個別契約において合意されるか、又はお客様により書面で事前に承認されるものとします（電子メールによる承認で足りるものとします。）。費用は SoftwareOne の費用に関する方針に従って算出されるものとし、当該方針はお客様の要請に応じて開示されるものとします。SoftwareOne は、お客様が合理的に要求する領収書又はその他の実際の支払いを証する書類をお客様に提供するものとします。

発注書

4.12. 第30.9 条の規定に抵触しない限りにおいて、お客様の社内手続きのために発注書を発行する必要がある場合、お客様は、当該契約に基づいて支払うべき総額を記載した有効な発注書を、契約の締結時または契約の履行開始時（いずれか早い方）までに発行し、契約期間中最新の状態に維持することを保証するものとします。発注書または発注書の付属資料は、事務上の便宜のみを目的としており、SoftwareOne の請求権またはお客様の支払義務を制限、条件付け、またはその他の方法で左右するものではありません。発注書の発行・更新が遅延または行われないことをもって、SoftwareOne による請求書の発行が妨げられることはなく、請求書の正当性に影響を及ぼすこともなく、合意された支払条件に従って請求額全額を支払うお客様の義務が免除されることもありません。

5. お客様の義務

5.1. お客様は、本標準規約および各個別契約に基づく義務を自己費用で遵守するものとします。

契約、スタッフ、および施設

5.2. お客様は、契約の発効日に SoftwareOne に正式な連絡先を通知し、それ以降、その連絡先に変更があった場合には直ちに SoftwareOne に通知する必要があります。

5.3. お客様は本標準規約及び各個別契約に基づくお客様の義務を履行するために、十分かつ適切な資格を有し、経験豊富で有能な人員を確保するものとします。お客様は、その義務を履行するため、SoftwareOne からの合理的な求めに応じて、その人員の連絡先情報を SoftwareOne に提供するものとします。

5.4. お客様は、本標準規約及び関連契約を履行するために合理的に必要な範囲で、お客様の施設およびお客様資料（オフィススペースおよびその他の設備を含む）への完全かつ安全なアクセスを自己の費用で提供するものとします。SoftwareOne がお客様の敷地内で作業を行う場合、お客様は事前に書面で、その敷地内にある適用可能な健康・安全規則・ガイドライン・規制およびセキュリティ要件などの関連情報を SoftwareOne に通知するものとします。

お客様の同意

5.5. お客様は、お客様および SoftwareOne が本標準規約及び個別契約の履行に必要なすべてのライセンス、契約、登録、認証、権限、承認および同意を取得し、維持する必要があります（お客様資料の使用に必要なものを含む）。また、お客様が関連する業務を遂行するために必要なものも、これに含まれるものとします。

お客様、ユーザー、情報、お客様資料

5.6. お客様は、SoftwareOne が本標準規約及び各個別契約に基づく義務を履行するために必要な全ての支援、協力、情報及びお客様資料を速やかに SoftwareOne に提供する（又は提供を手配する）ものとします。お客様は、提供される情報とお客様資料が適切であり、最新かつ完全であり、真実かつ正確であることを保証します。また、本標準規約または契約の履行に影響を及ぼす可能性のある事項や状況（組織または業務方法の変更を含む）について迅速に SoftwareOne に通知する必要があります。SoftwareOne は、提供された情報又はお客様資料を独自に調査又は検証する措置を講じず、本標準規約及び各個別契約に基づく義務の履行においてそれらに依拠する権利を有するものとします。

5.7. お客様は、自身、そのユーザー、その第三者及びお客様資料が、本標準規約及び各個別契約の履行において、適用される全ての法令を遵守することを確保するものとします。

セキュリティ、統合、バックアップ

5.8. お客様は、自身の環境、テナント、サブスクリプション、アカウントおよびポータル、ならびに製品および（または）サービス（「**使用環境**」または「**UE**」）に関連して、あるいはその一部としてアクセスおよび使用するものにおけるすべての活動に責任を負い、それらに関連するすべての料金、費用、税金およびその他の費用（セキュリティインシデントに起因するものを含む）について責任を負うものとします。SoftwareOne は本標準規約及び該当する個別契約で合意された支払条件に従って、かかる金額の全額（それに関連する SoftwareOne の料金を含む）を請求する権利を有し、お客様はこれを支払うものとします。

5.9. すべてのユーザー名、パスワード、その他の機密情報の機密性を維持し、UE のアクティビティをモニタリングおよび管理することは、お客様の責任とします。お客様は、本契約および関連する UE 条項 (製品条件となる場合があります) (「**UE 条項**」という)に規定されている要件に従って、セキュリティ対策および警告を確実に実施するものとします。契約書に特定の要件が定められていない場合、お客様は、管理上、物理的、技術的な保護手段を含む業界の高水準を満たすセキュリティ対策および警報システムを導入し、維持するものとします。いずれの場合においても、かかるセキュリティ対策および警告は、エンドユーザー端末（UE）、当該端末内のあらゆる資料、SoftwareOne および（または）第三者に対する損失、破壊、破損、劣化、盗難、不正アクセス、使用、及び/又はデータ喪失、過剰な消費、詐欺行為を含む活動、その他の損害（それぞれ「**セキュリティインシデント**」という）の防止を目的として設計されるものとします。お客様は次のことに同意します：(i)SoftwareOne と契約したユーザーのみが、UEs にアクセスし使用すること、(ii) お客様のユーザーが責任を持って UEs にアクセスし使用すること、(iii)すべてのアクセス資格情報を安全に管理・保護し、多要素認証を強制すること、および(iv) お客様が、ユーザーアクセス権限を自己管理するために提供及び/又は利用可能にされたあらゆるツール(SoftwareOne および/または第三者によって提供されたもの)を使用して、アクセスを監視および管理すること。

5.10. お客様資料が製品、サービスおよび（または）UE と統合、アクセスおよび（または）使用される場合、お客様はそのような統合、アクセスおよび（または）使用の安全性を確保する責任を負うものとします。お客様は、禁止行為を行わないこと（およびお客様のユーザーが行わないことを保証すること）、お客様資料が禁止行為に該当しないことに同意します。お客様は、製品、サービス、および UEs の完全性やセキュリティに影響を及ぼす行為を行ったり、させたり、許可したりしないことを保証し、また、セキュリティインシデントの発生やその可能性を引き起こさないことさらに、悪意のあるソフトウェアやコードによる感染や攻撃を防止するために、最新、維持、効果的なセキュリティ対策が実施されていること、多要素認証やウイルススキャナーなどのセキュリティ対策が備わっていることを保証する必要があります。お客様は、製品、サービス、および UEs との統合やアクセス、利用に必要なお客様資料および付随サービスを入手し、維持し、アップグレードする（それらとの接続性や互換性を含む）必要があります。

5.11. SoftwareOne が契約において特定の監視活動に責任を負うことを明示的に合意している限定的な範囲を除き、お客様は、SoftwareOne が製品、サービスおよび（または）いかなる UE へのアクセスおよび（または）使用を監視する義務を負わないことに同意するものとします。上記にかかわらず、お客様は、現実のセキュリティインシデントまたはセキュリティインシデントの疑いに気付いた場合、SoftwareOne に遅滞なく（いかなる場合も 24 時間以内に）通報し、SoftwareOne が合理的に要求する一切の情報を提供し（一切のアクティビティログを含む）、商業的に合理的な一切の措置を直ちに講じる必要があります。これには下記の目的があります。(i) セキュリティインシデントの継続または新しいセキュリティインシデントの発生を防止するため。および (ii) セキュリティインシデントに関連する一切の請求、責任、損害、損失、罰金、費用、経費を軽減するため。お客様は、セキュリティインシデントまたは疑わしいセキュリティインシデントの原因、手法、影響、侵害の痕跡、または起源に関する情報（「**セキュリティ情報**」という）がお客様の機密情報と見なされないことに同意し、SoftwareOne はこのような情報を SoftwareOne の監査人、関連する第三者、他の関係者、および政府機関と共有できることにも同意するものとします。これは、損失、損害、責任の予防および軽減の目的を含まれるものとします。お客様は、セキュリティインシデント、セキュリティインシデントの疑い、または本標準規約や契約の違反に関する調査に協力しなければなりません。もし調査が法執行機関に照会される場合や、SoftwareOne や関係するライセンサーが責任ある当事者に対して権利を行使するために法的手続きを開始する場合、お客様は適宜、合理的な協力を行い、情報を提供することに同意します。

5.12. SoftwareOne が契約においてバックアップの責任を負うことを明示的に合意している限定的な範囲を除き、お客様はバックアップ手順を確立し、お客様資料を保護・回復するためのバックアップを実施するものとします。お客様は、製品および/またはサービスに関連して、定期的なバックアップの実行不備、不適切なバックアップ、

および何らかの理由により失われたまたは損傷したお客様資料について、何らかの損害が生じた場合でも、SoftwareOne の一切の責任を免除することに同意します。

アクセス権、条件

5.13. お客様が UE に対する管理、共同管理、またはその他のアクセス権限（ルートアクセスやサブスクリプション管理権限など）を持っている場合、お客様は、自らまたは他者によって SoftwareOne またはサードパーティ（サードパーティも含む）に責任を負わせる行為や怠慢行為を行ってはならないものとし、または契約、製品条件、UE 利用規約に違反する行為や怠慢行為を許可しないことに同意します。

5.14. もしアクセス、使用、またはアクティビティが SoftwareOne またはサードパーティ（サードパーティを含む）に負担や責任を課す可能性がある場合（異常なアクティビティや消費による追加料金の支払いなど）、SoftwareOne は独自の裁量で、お客様がそれらの UEs(「**条件**」)でのアクセス、使用、またはアクティビティに対して、条件や制限（ボリュームや支出の制限など）を設ける権利を有します。お客様は、契約、UE 利用規約、および SoftwareOne が規定する条件に基づいてのみ注文を提出可能であることに同意します。お客様は、それぞれの条件に違反する可能性のある製品および（または）サービスを利用、提供、または解約する前に、SoftwareOne の許可を取得する必要があるとします。SoftwareOne は（SoftwareOne が UE に対して持つ影響力に応じて）、以下複数のアクションを取ること：(i) 条件に違反するまたは違反する可能性のある注文を拒否すること、(ii) 条件を変更すること、および (iii) 違反が発生した場合、違反発生の脅威がある場合、または発生の可能性がある場合、SoftwareOne は自己の裁量に基づき、予告なく、責任を負わずに、アクセス権を一時的に停止または削除し、通知を行ったうえで契約または本標準規約を即座に終了すること。

5.15. SoftwareOne が UE に対して管理者、共同管理者またはその他のアクセス（ルートアクセスやサブスクリプション管理権限など）を必要とする場合、お客様は SoftwareOne が合理的に必要とする範囲でそのようなアクセスを提供することが義務があり、製品やサービスの提供、請求、そして SoftwareOne をお客様のサポートパートナーとして識別するために使用されます。適切なアクセス権限を付与しない場合、SoftwareOne の契約（サービスレベル契約やマイルストーンの日程などを含む）の履行を妨げる可能性があります。 これにより、お客様が製品やサービスへのアクセスや利用に関連して支払う料金、経費、税金、その他の費用（消費料金も含む）に直接的な影響が生じる可能性があります。お客様が SoftwareOne のアクセスを取り消す意向がある場合（「**取り消しイベント**」と呼ぶ）、SoftwareOne は：

5.15.1. 通知を出した直後に契約を終了する権利があり、責任を負わないこと。
5.15.2. SoftwareOne は、そのような製品および（または）サービス（または関連する部分）に対して、SoftwareOne の現行の非割引料金に基づいて料金を請求し、または料金を増額する権利を有します。この請求または料金の増額は、取り消しイベントが発生したカレンダー月の初めから適用されます。
5.15.3. 支払条件を全て前払いに変更し、それに応じてお客様に請求する権利を有すること。および
5.15.4. お客様が取り消しイベントまたはこの条項に基づく結果、または関連して受けた損失、損害、料金、費用、および/または経費に対して、SoftwareOne は何らの責任も負わないこと。

意思決定

5.16. お客様は、本標準規約及び各個別契約に関連する義務を、個別契約で合意された期間内にまたは合意がない場合は適時に遂行し、常に SoftwareOne が自身の義務を果たすために必要な期間内に遂行するものとします。

5.17. お客様は、以下の事項に責任を負うことに同意する：(i) 本サービスにアクセスし使用すること、(ii) 自社の事業および業務を管理・運営し、実施すること、(iii) SoftwareOne のアドバイス・推奨事項や製品・サービスなどをどう利用するかを決定すること、(iv) 製品・サービスあるいはそれに関連する製品・利益・業務に影響を与える意思決定を行うこと、および(v) お客様が実行または実現を必要とする製品・サービスに直接的または間接的に関連する利益を提供・達成・実現すること。

監査

5.18. SoftwareOne（またはその代理人）は、以下に該当する場合、お客様が本標準規約及び個別契約を遵守しているか確認するため、監査を実施することができます。(a) 製品に関して第三者から要請があった場合、または (b) SoftwareOne がセキュリティインシデントの発生を合理的に疑う場合。いずれの場合も SoftwareOne は、合理的に可能な範囲内で速やかに通知するものとします。お客様は、関連情報、システム、およびサイトへのアクセスを提供することを含め、SoftwareOne およびその代理人に協力するものとします。 SoftwareOne は、かかる監査がお客様の通常の業務運営を不当に妨げないよう、また、お客様の通常の営業時間内に実施されるよう、合理的な努力を払うものとします。

5.19. 監査の結果、お客様が以下のいずれか該当することが判明した場合、(i) 本標準規約又は個別契約（製品利用規約を含む）に違反しており、かつ、かかる違反が是正可能な場合、お客様は、是正を求める通知書を受信してから 30 暦日以内に是正を行わなければなりません。(ii) 付与された権利を超えて製品及び/又はサービスにアクセスし使用した場合、または、支払い金額が不足している場合、お客様は以下を行うものとします。(a) SoftwareOne からの書面による通知から 14 日以内（または該当する場合は第三者が求めるより短い期間内）に、未払い金額の全額、適用される遅延料金、超過使用料、および利息を支払うものとします。(b) 加えて、製品利用規約の遵守に必要な場合、遵守に必要とされる追加の製品（および該当する場合は対応するサービス）を SoftwareOne に注文し、その代金を支払うものとします。

5.20. お客様が違反を是正せず、未払い料金を支払わず、及び/又は遵守するために必要な製品・サービスを注文しない場合（該当する場合のみ）、SoftwareOne は通知を行ったうえで直ちに、責任を負うことなく、お客様が製品・サービスにアクセスして使用する権利を停止し、本標準規約及び/又は関連契約を解除することができるものとします。このことは、SoftwareOne が有する他の権利又は救済手段を妨げるものではありません。

5.21. 監査は SoftwareOne の費用負担で実施されます。ただし、第 5.19 条が適用される場合、お客様は監査にかかる合理的な費用を SoftwareOne およびその代理人に弁済するものとします。

5.22. また、本標準規約及び/又は個別契約に関連する事項について、第三者が SoftwareOne を監査する場合、お客様は当該監査中に SoftwareOne に協力し支援を提供することに同意するものとします。

6. SOFTWAREONE の義務

6.1. SoftwareOne は以下の各号を遵守するものとします：

6.1.1. 本標準規約及び該当する個別契約に従って本製品を提供し、本サービスを履行すること、
6.1.2. 本標準規約又は個別契約に基づく義務の履行に悪影響を及ぼす可能性のある問題を認識した場合、お客様に通知すること、
6.1.3. 各個別契約について、当該個別契約に関する全ての連絡の主要な窓口となる主要連絡先を指定すること、及び
6.1.4. 本製品及び/又は本サービスを提供するために必要に応じてお客様とコミュニケーションを取ること。

6.2. SoftwareOne は、以下の各号に起因して本標準規約及び/又は個別契約に基づく義務の不履行又は遅延が生じた場合、義務違反とならず、また一切の責任を負わないものとします：(i) お客様による履行遅延の要請、(ii) お客様、そのユーザー又はその第三者による本標準規約及び/又は個別契約に基づく義務の不履行又は遅延、(iii) お客様、そのユーザー又はその第三者の作為、不作為又は債務不履行、及び/又は (iv) お客様資料に起因する不履行又は遅延、(v) 本標準規約及び/又は個別契約に定められた前提条件又は依存関係の不充足（以下、各号を個別に「**免責事由**」という）。かかる状況において、SoftwareOne のその他の権利及び救済手段を損なうことなく、SoftwareOne は以下の各号に定める権利を有するものとします：(i) 義務の履行のための合理的な期間延長の権利、 及び (ii) 免責事由の結果として SoftwareOne が負担した全ての料金、費用、租税及びその他の費用並びに損失、並びに当該免責事由がなければ支払われるべきであった一切の料金、費用、租税及びその他の費用を請求し、支払いを受ける権利。

7. 知的財産権

お客様の知的財産権

7.1. 本標準規約及び/又は個別契約に関連してお客様が提供及び/又は利用可能にしたお客様資料に係るあらゆる性質の権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）は、その形態を問わず、お客様及びそのライセンサー（場合に応じて）に帰属し、引き続き帰属するものとします。お客様は、有効期間及び該当する契約期間中、SoftwareOne が本標準規約及び該当する個別契約を履行するために合理的に必要な範囲で、お客様資料にアクセス、使用、複製、修正、再生産、翻訳、公開及び保存するための、世界的、撤回不能、非独占的、サブライセンス不可及び譲渡不可能（SoftwareOne 関係者への譲渡を除く）、全額支払済み、ロイヤリティフリーのライセンスを SoftwareOne に付与します（又は付与を確保する）。

***SoftwareOne** の知的財産権*

7.2. 第 7.3 条に定める場合を除き、本標準規約及び/又は個別契約に関連して SoftwareOne が提供及び/又は利用可能にした本サービス及び SoftwareOne 資料に係るあらゆる性質の権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）は、その形態を問わず（全ての二次的著作物を含む）、また本標準規約及び/又は個別契約の開始前に SoftwareOne が保有していたか、又は本標準規約及び/又は個別契約の履行過程において、若しくは、本標準規

約及び/又は個別契約の履行とは関わりなく、SoftwareOne が開発、改良、修正、拡張若しくは改善したかを問わず、SoftwareOne に帰属し、引き続き帰属するものとします。お客様は、SoftwareOne の権利、権原及び利益を保全又は完全なものとするために SoftwareOne が合理的に要求する可能性のある全ての行為を行い、また、当該行為が行われることを確保するものとします。

第三者の知的財産権

7.3. 本標準規約及び/又は個別契約に関連してお客様に再販、提供及び/又は利用可能にされる全ての本製品及び第三者資料は、本標準規約、該当する個別契約及び製品利用規約に従って再販、提供及び/又は利用可能にされるものとします。本製品及び第三者資料（全ての二次的著作物を含む）に係るあらゆる性質の権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）は、該当する第三者及びそのライセンサーに帰属し、引き続き帰属するものとします。

使用制限

7.4. 本標準規約及び/又は個別契約に別段の定めがある場合（又は製品利用規約において該当する本製品に関して明示的に別段の定めがある場合）を除き、また適用法令により明示的に許可される場合（かつその場合も許可される範囲内に限る）を除き、お客様は直接的又は間接的に以下の各号に定める行為を行わないものとします（また、お客様は関連会社、ユーザー又は第三者に許可しないものとする）：

7.4.1. 本製品又は本サービスに含まれる製品識別表示、所有権表示、著作権表示、特許表示又はその他の表示を使用、変更又は削除すること。
7.4.2. 本製品又は本サービスの機能若しくはセキュリティを損傷、危殆化、変更、毀損又は中断する可能性のある有害なソフトウェア又はコードを含む禁止資料を本製品又は本サービスにアップロードすること。
7.4.3. 禁止行為を行うこと。
7.4.4. お客様に帰属しない、又はお客様が SoftwareOne 及び SoftwareOne 関係者に使用を許可する権限を有しないフィードバック又はお客様資料を SoftwareOne に提供すること。
7.4.5. 本製品又は本サービスを収集、ダウンロード、使用、複製、変更、表示の削除、販売、広告又は頒布すること。
7.4.6. 本製品又は本サービスをタイムシェアリング、ホスティング、サービスプロバイダー若しくは類似の目的で使用すること、又はその他の方法で本製品又は本サービスを商業的に利用すること。
7.4.7. ベンチマーキング又は競合分析のために本製品又は本サービスにアクセス若しくは使用すること、又はパフォーマンス若しくは比較情報若しくは分析を公に流布すること。
7.4.8. 本製品又は本サービスと競合する製品又はサービスを構築するために、本製品又は本サービスにアクセス、複製又はその他の方法で使用すること。
7.4.9. 料金の発生を回避し、又は使用制限若しくは割当量を超過することを意図して本製品又は本サービスにアクセス又は使用すること。
7.4.10. 本製品又は本サービス（又はその一部）をコピー、翻訳、変更、改ざん、修理、二次的著作物の作成、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングすること、又はその他の方法でソースコード、基本的なアイデア、アルゴリズム、ファイル形式若しくはプログラミングインターフェースを発見しようとすること。又は、
7.4.11. 法律若しくは税務サービスとして、又は法律若しくは税務助言のために本製品及び/又は本サービスに依拠すること。

これは制限事項の全リストではなく、ここで明示的に付与されていない権利は全て保留されます。

7.5. 個別契約又は本製品条件に別段の定めがない限り、本製品及び/又は本サービスは高リスク使用向けに設計又は意図されていません。

フィードバック

7.6. 第10.7 条の定めるところを除き、お客様は SoftwareOne にフィードバックを提供する義務を負いません。お客様が SoftwareOne にフィードバックを提供する場合、お客様は、お客様又は第三者への補償なしに、当該フィードバックに関する全ての権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）を SoftwareOne に譲渡し（また、譲渡を確保するものとする）。かかる譲渡を有効にするために、SoftwareOne は、SoftwareOne の費用負担により、SoftwareOne が提供する合理的な文書をお客様が作成することを要求する場合があります。

集計データ及び分析データ

7.7. SoftwareOne は、集計データ及び分析データを編集、作成及び保持することができるものとします。集計データ及び分析データは、お客様又はユーザーを特定できないよう匿名化されるものとします。集計データ及び分析データは、SoftwareOne 製品、本サービス及び/又は SoftwareOne 資料の運用、提供、維持、分析及び改善、並びに新製品、本サービス及び/又は SoftwareOne 資料の研究開発を目的として収集、作成及び保持されるものとします。SoftwareOne は、全ての集計データ及び分析データに係る全ての権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）を所有するものとします。

8. 保証及び免責事項

8.1. 各当事者は、以下の各号に定める事項を保証し、表明するものとします：

8.1.1. 本標準規約及び各個別契約に基づく義務の履行を妨げるような未履行の義務（書面、口頭又は黙示的なものを含む）が存在しないこと。及び、

8.1.2. 欺瞞的、誤解を招く、違法又は非倫理的な行為に従事せず、良好な倫理基準に従い、また英国贈収賄防止法 2010（該当する場合）、米国海外腐敗行為防止法（該当する場合）及びその他の関連する管轄区域における類似の法令に基づき要求されるプロセスを遵守して事業を行うこと。 各当事者は、本標準規約及び/又は個別契約の交渉、締結又は履行に関連して本条の違反に気付いた場合、又は違反を疑う場合、速やかに相手方当事者に通知するものとします。

8.2. お客様は、さらに以下の各号に定める事項を保証し、表明するものとします：(i) 本標準規約及び/又は個別契約に関連するお客様資料へのアクセス及び使用が、知的財産権、機密性、プライバシー権又は財産権を含む第三者の権利を侵害しないこと、(ii) 本製品及び本サービスを調達し、自社の内部使用のみを目的としてアクセス及び/又は使用すること、(iii) SoftwareOne 又は SoftwareOne の関連会社の知的財産権を侵害しないこと、及び、(iv) 本標準規約及び個別契約を締結し履行する完全な能力・権限を有し、本標準規約及び個別契約は正当に権限を与えられた代表者によって締結されること。お客様は、以下の各号に起因又は関連して直接的又は間接的に生じるあらゆる責任、損害、損失、罰金、費用及び経費（合理的な弁護士費用を含む）について、SoftwareOne を補償し、防御し、免責することに同意するものとします。(a) お客様資料が知的財産権、機密性、プライバシー又は財産権を含む第三者の権利を侵害するという第三者の請求、(b) お客様による本製品条件の違反、及び/又は(c) お客様による SoftwareOne 及び/又は SoftwareOne の関連会社の知的財産権の侵害

8.3. 本標準規約又は関連契約で明示的に保証されている場合を除き、本サービスおよび SoftwareOne の資料は、「現状有姿」および「有販売可能性」の基準で提供されます。したがって、SoftwareOne は明示的、黙示的、法定上またはその他のいかなる形式や性質の保証も含め、適用法により認められる範囲で一切の保証を明示的に否認します。これには、所有権の保証、非侵害性の保証、商品性の保証、情報内容の正確さの保証、満足のいく品質の保証、特定目的への適合性の保証、および安定した享受に関する保証の他、取引の方法、使用法または商慣行から生じる保証も含まれるものとします。また SoftwareOne は、本サービスまたは SoftwareOne の資料について、それらが規制や業界の要件を満たすこと、ある地理的領域の政府当局が定めるその他の要件、または、お客様が準拠を求められているその他の要件を満たすこと、お客様の要件を満たすこと、パフォーマンスや信頼性に関する基準を満たすか意図した結果を達成すること、費用を節約すること、支出を減少させるかまたはプロセスの効率を向上させること、セキュリティリスクを抑えセキュリティリスクの全部または一部について証明すること、他のソフトウェア・アプリケーション・システム・サービスと互換性があることまたは連携すること、中断なくまたは適時に動作すること、エラーがなく、エラーや欠陥が修正できることまたは修正されること、安全であり、悪意のあるソフトウェアやコードの心配がないことについて、いかなる表明または保証も行いません。また、それらによって引き起こされるいかなる損害に対しても、SoftwareOne は一切の責任を負わないものとします。

8.4. さらに、疑義を避けるため、お客様は、(Ⅰ)SoftwareOne が本製品に関していかなる責任も負わず、保証又は補償も提供しないことを確認し、同意するものとします。したがって、全ての本製品は「現状有姿」及び「利用可能な状態」で提供されるものとします。SoftwareOne からお客様またはユーザーへの保証または補償を含む製品に関する文書、または SoftwareOne に責任を生じさせる可能性のある文言を含む文書は、無効です。(ii) いかなる場合でも、SoftwareOne は、お客様による製品条件の違反または遵守不履行に対して責任を負いません。(iii) SoftwareOne は、お客様による製品の使用または製品条件の不遵守に基づいて第三者がお客様に対して行った監査または支払い要求に関連して責任を負いません。

9. 責任の制限

9.1. いずれの当事者の責任も、以下の各号に関しては除外又は制限されないものとします（契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、補償その他を問わないものとする）：

9.1.1. 過失に起因する死亡又は人身傷害

9.1.2. 詐欺又は不正な不実表示
9.1.3. 重大な過失又は故意の不正行為
9.1.4. お客様に関して：(I) 本標準規約及び各個別契約に従って SoftwareOne に支払うお客様の責任、並びに (II) 本標準規約及び各個別契約に基づくお客様の補償義務、
9.1.5. SoftwareOne に関して、本サービス条件の第 6 条（知的財産権の補償）に基づく SoftwareOne の補償義務、並びに
9.1.6. 法令上除外又は制限できないその他の責任。

9.2. 第 9.1 条に規定される場合を除き、SoftwareOne は以下の各号について責任を負わないものとします（契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、補償その他を問わないものとする）：

9.2.1. 収益の損失、実際の又は予想される利益の損失、貯蓄の損失（実際の又は予想される）、事業の損失、事業中断、使用の喪失、お客様資料の喪失、損傷又は破損、若しくはそれらの再構築費用、契約の喪失、又はのれん若しくは評判の損失、又は
9.2.2. あらゆる種類の特別、間接的、懲罰的、付随的又は結果的な損失、損害、傷害若しくは費用、

その原因の如何を問わないものとします（当該損失、損害、傷害又は費用が予見可能であったか、既知であったか、又はその他の場合であるかを問わないものとする）。

9.3. 第 9.1 条に規定される場合を除き、第 9.2 条を条件とし、また第 9.4 条が適用される個別契約に基づいて生じる責任を除き、本標準規約に基づき又は関連して生じる全ての請求に関する SoftwareOne の総額、累積的責任（契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、補償またはその他のものを含む）は、1 万米ドル（US$10,000）を超えないものとします。

9.4. 第 9.1 条に規定される場合を除き、第 9.2 条を条件として、個別契約に基づき又は関連して生じる SoftwareOne の総額、累積的責任（契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、補償その他を問わないものとする）は、以下のうち大きい方を超えないものとします。 (I) 請求の原因となる事象の 12 ヶ月前までに当該個別契約に基づいてお客様が SoftwareOne に支払った又は支払うべき金額（第三者に支払われた又は支払われるべき金額を除く）、及び (II) 1 万米ドル（US$10,000）又は SoftwareOne が所在する国の通貨での同等額。

9.5. 本標準規約の第 24.1 条に従うことを条件として、一部の国の法令では上記の制限の一部又は全部が認められない場合があり、当該法令が適用される場合、上記の制限の一部又は全部が適用されない場合があります。かかる状況においては、上記の規定は、適用法令に従って適用可能とするために必要最小限の範囲で修正されたものとみなされるものとします。

10. 機密保持、マーケティング及びお客様満足度調査

機密保持

10.1. 各当事者は、相手方から受領する一定の情報が相手方の機密情報に該当する可能性があることを確認するものとします。受領者は、開示者の機密情報に関して、自己の機密情報に対して行使するのと同程度の注意及び保護を行使するものとします。ただし、いかなる場合も合理的な注意基準を下回らないものとします。受領者は、開示者の事前の書面による同意なしに、許可された受領者以外の第三者に開示者の機密情報を開示し、又はその開示を許可してはならないものとします。開示者が事前に書面で同意した場合、当該第三者は受領者の許可された受領者とみなされるものとします。

10.2. 受領者は、本標準規約及び該当する個別契約に基づく権利を行使及び/又は義務を履行するために必要な範囲でのみ機密情報を使用することができるものとし、また、当該機密情報は、知る限りの原則に基づき、本標準規約及び該当する個別契約の目的のためにのみ、許可された受領者にのみ開示することができるものとします。受領者は、機密情報を受領する許可された受領者が以下の各号を満たすことを確保しなければならないものとします：(i) 本標準規約及び該当する個別契約に定められた機密保持義務を認識し、これを遵守すること、及び (ii) 機密情報を第三者に開示させ、又はその開示を許可しないこと。 受領者側は、機密情報の取り扱いを許された自社従業員による当該義務違反について、開示者に対して直接責任を負うものとします。

10.3. 受領者は、以下の各号に該当することを証明し文書化できる場合、当該機密情報の開示を妨げられないものとします：

10.3.1. 受領前から正当に所有していた又は知得していた情報、
10.3.2. 受領者の帰責事由によらず公知となった、又は公知となっている情報、
10.3.3. 同様の機密保持義務を負わない第三者から適法に取得した情報、

10.3.4. 個別契約に基づく開示とは独立して、かつ開示者の機密情報を参照、使用又はアクセスすることなく、受領者が独自に開発した情報。

10.4. 受領者は、法令又は受領者が拘束される裁判所、政府機関若しくは規制機関（証券取引所を含む）の命令若しくは要求に従って機密情報を開示することが要求される場合、当該法令、命令又は要求によって妨げられない限り、以下の各号を遵守するものとします：(i) 開示を厳密に必要な範囲に限定し、可能な限り開示者に通知すること、及び(ii) 要求された場合、当該機密情報の機密性を維持するための保護命令又はその他の保証を求めるにあたり、開示者を支援すること（開示者の費用負担による）。

10.5. 受領者は、個別契約に定める機密保持義務の実際の又は潜在的な違反の場合、損害賠償が開示者にとって十分な救済策とならない可能性があることを確認し、開示者が（他の権利又は救済手段を損なうことなく）これらの義務を強制するための差止命令による救済、特定履行又はその他の適切な命令を求める権利を有することを了承するものとします。

マーケティング及びお客様満足度調査

10.6. 上記にかかわらず、お客様は、SoftwareOne 及びその各関連会社が、本製品及び/又は本サービスの参照としてお客様を使用し、かかる目的のために SoftwareOne のお客様としてお客様を開示することを承諾するものとします。これには、口頭での推奨、プレゼンテーション、プレスリリース、お客様リスト、参照データベース、入札への回答、デジタル及び物理的なマーケティング資料、オンラインメディアチャネル及びコンテンツ（例：ウェブサイト、ソーシャルメディア等）、並びに見込みお客様及び第三者へのその他のマーケティング及びコミュニケーションが含まれるものとします。なお、お客様は、1 つ以上の引用を提供し、ケーススタディとして使用し、ビデオ証言への自社人員の参加を促進し、個別契約に基づいて提供される本製品及び/又は本サービスに関して、潜在的なお客様との会話の参照として一般的に利用可能であることに同意するものとします。SoftwareOne は、公開用の関連資料を作成するために、お客様が指定した代表者と協力するものとします。潜在的なお客様との会話に関して、SoftwareOne は利用可能性を確認し、お客様と潜在的なお客様との会話を調整し、主導するものとします。これら全ての目的のために、お客様は、SoftwareOne 及びその関連会社に対し、お客様の名称、ロゴ及び商標（以下「**お客様マーク**」という）並びに上記に関連してお客様が提供するお客様資料を作成、公開、表示、複製、印刷、送信、展示、頒布及びその他の方法で使用するための世界的、無償、非独占的、無制限のライセンスを付与するものとします。お客様マークの使用から生じる全てののれんは、お客様の利益に帰属するものとします。

10.7. またお客様は、自社従業員がお客様満足度調査に随時参加するよう、促すことに同意するものとします。この点に関して、SoftwareOne は、本標準規約及び/又は個別契約の締結及び履行中に SoftwareOne に提供された電子メールアドレスを通じて、お客様が雇用した人員又はお客様の代理として行動する人員にお客様満足度調査を送信することができるものとします。お客様または関係従業員は、コミュニケーション内の「登録解除」オプション、または下記メールアドレス宛にメールを送信するなどにより、任意の時期に、これを選択的に解除することができます。Voiceof.Customer@softwareone.com。**SoftwareOne のプライバシーノーティスは以下をご参照ください：プライバシーノーティス | SoftwareOne 個人データの処理方法の詳細については、上記をご参照ください。**

10.8. 第 10.6 条に基づいて許可された活動に従って SoftwareOne がお客様の人員の個人データを処理する場合、お客様は、関連する人員による SoftwareOne マーケティング参加契約の署名を促進することに同意するものとします。

10.9. お客様は、第 10.7 条及び第 10.8 条に定める活動に参加する人員に変更がある場合、速やかに SoftwareOne に通知するものとします。

10.10. 疑義を避けるため、本標準規約及び個別契約の条項、並びにこれらに従って開示された機密情報は、開示者の事前の書面による同意なしに開示してはならず、機密として保持されるものとします。

11. 一時停止

11.1. 他の権利又は救済手段を損なうことなく、SoftwareOne は、いつでも、その裁量により、お客様の本製品、本サービス及び/又は任意の UE 若しくはその一部へのアクセス及び/又は使用を、通知なく、かつ責任を負うことなく、直ちに停止又は停止を要求することができるものとします：

11.1.1. アクセス及び/又は使用が本製品、本サービス及び/又は UE に悪影響を与える可能性がある場合、SoftwareOne 又は第三者（第三者を含む）に責任（異常若しくは過剰な活動又は消費を含む）を負わせ

る場合、又は緊急事態、セキュリティ脅威、若しくはSoftwareOne若しくは第三者（第三者を含む）の完全性若しくは評判に対する脅威に対処する必要がある場合、

11.1.2. お客様が本標準規約、個別契約、製品利用規約又はUE条件に違反している場合（ただし、支払い期日までに支払いを行わなかった場合は第4.5条に従って処理されるものとします）、

11.1.3. SoftwareOneが拘束される法令又は政府機関若しくは規制機関（証券取引所を含む）の命令若しくは要求に従うため、

11.1.4. 本製品に関して、第三者がアクセス若しくは使用を無効化又は停止した場合、又はSoftwareOneにそうするよう要求した場合、又は

11.1.5. SoftwareOneの解約権を損なうことなく、SoftwareOneがその他の理由で本標準規約又は個別契約を解約する権利を有する状況において。

12. 契約の解除

12.1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、いずれの当事者も、相手方当事者に書面で通知することにより、本標準規約及び/又は個別契約を直ちに解除することができ、当該解除に対して責任を負わないものとします：

12.1.1. 相手方当事者が清算に入る、又は事業の全部若しくは実質的な部分を停止若しくは中止する場合、

12.1.2. 相手方当事者の事業の一部に対して管財人、行政管財人、財産管理人又は管理者が任命される（又はそのような者を任命する権利を有する者が現れる）場合、

12.1.3. 又は債権者若しくは担保権者が相手方当事者の財産若しくは資産を占有する、若しくはその他の類似の手続が課される若しくは執行され、10営業日以内に解除されない場合、

12.1.4. 相手方当事者が個人である場合、又は当事者が会社である場合にその会社のパートナーが破産する、又は破産の申立てがなされる場合、

12.1.5. 相手方当事者が債務の支払を停止する、又は期日に債務を支払うことができないか、債務を支払う能力がないことを認める、又は債務の再編成、債権者との和議、管理命令、再建計画、清算手続若しくは支払猶予に関連する手続若しくは取決めに関与している場合、又は

12.1.6. 相手方当事者に関して、いずれかの管轄区域の法令の下で前述の事項に類似する事態が発生する場合。

12.2. その他の解除権に加えて、相手方当事者が本標準規約又は該当する個別契約（場合に応じて）の重大な違反を犯し、それが是正不可能である場合、又は是正可能な重大な違反を犯し、是正を要求する書面による通知を受領してから30暦日以内に是正しない場合（念のため申し添えれば、お客様が期日に金額を支払わない場合を含み、これは重大な違反とみなされるものとする）、いずれの当事者も、相手方当事者に書面で通知することにより、本標準規約及び/又は該当する個別契約を直ちに解除することができ、当該解除に対して責任を負わないものとします。

12.3. いずれの当事者も、相手方当事者に30日前の書面による通知を行うことにより、理由の如何を問わず、いつでも本標準規約を解除することができ、当該解除に対して責任を負わないものとします。個別契約に別段の定めがない限り、SoftwareOneは、お客様に少なくとも30日前の書面による通知を行うことにより、いつでも、理由の有無にかかわらず、個別契約（全部又は一部）を解除することができるものとします。

12.4. その他の解除権に加えて、SoftwareOneは、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様に書面で通知することにより、本標準規約及び/又は個別契約を直ちに解除することができ、当該解除に対して責任を負わないものとします：

12.4.1. お客様又はその関連会社、若しくはそれらの取締役、役員、管理者、従業員若しくは代理人が制裁規則の影響を受ける場合、又はお客様が第15条に違反している場合、

12.4.2. SoftwareOneが拘束される法令又は政府機関若しくは規制機関（証券取引所を含む）の要求に従う必要があると判断した場合、

12.4.3. お客様の本製品及び/又は本サービスへのアクセス又は使用に関連して違法又は不正な活動がある可能性があると疑われる場合、

12.4.4. 個別契約の履行に依存する本製品を提供する第三者との関係が満了、終了する場合、又は当該本製品の提供方法の変更を要求される場合、若しくは当該本製品の販売又は提供が禁止される場合、又は

12.4.5. 第三者が本製品条件を終了した場合、又はSoftwareOneに本製品条件の終了を要求した場合。

12.5. 個別契約に定める場合を除き、個別契約の解除はその条項に従って行われるものとします。

13. 解約の効果

13.1. 本標準規約及び/又は個別契約が理由の如何を問わず満了又は解除された場合：

13.1.1. 本標準規約及び/又は個別契約（場合に応じて）に基づくお客様の全ての権利及び許可は、直ちにかつ自動的に終了するものとします、

13.1.2. 各当事者は、相手方当事者の全ての機密情報（有効な個別契約に関連して使用するために必要なもの、又は法的手続の可能性に関して、若しくは監査及び/又は記録目的のために法令により保持が要求される可能性のあるものを除く）及びその所有、保管又は管理下にある全ての複製物を、直ちに引き渡すか、相手方当事者の指示がある場合は破棄するものとします、また、

13.1.3. お客様は、解除日までに発生した全ての金額と共に、以下の各号に定める金額を SoftwareOne に支払うものとします：(a) 本標準規約及び/又は解除される個別契約の履行のために注文された全ての材料及び商品の費用、(b) 使用料、ライセンス料、解除/終了手数料、移転手数料、最低保証金額及び SoftwareOne がその下請業者、請負業者、代理人、ライセンサー又はサプライヤー（第三者を含む）に支払った、又は支払う個別契約を締結しているか、支払う責任のあるその他の全ての金額、及び(c) SoftwareOne が自己の都合により（例：お客様の債務不履行の結果ではなく）個別契約を（全部又は一部）解除する場合を除き、解除される本製品及び/又は本サービスについて個別契約に定められた解除手数料（ある場合）（以下「**解除手数料**」という）。全ての支払（将来の支払を含む）は、以前により長い支払期間が合意されていた場合でも、解除の発効日に直ちに支払期限が到来し、支払われるべきものとなります。

13.2. 個別契約の解除又は満了のその他の効果は、個別契約に定めるものとします。

13.3. 以下の満了又は解除は：(i) 本標準規約は、いかなる個別契約も自動的に終了させないものとします。また、(ii) 個別契約は、他の個別契約又は本標準規約を自動的に終了させないものとします。

13.4. 本条項又は他の条項に基づく本標準規約又は個別契約の解除は、当該契約内の条項で明示されているか、又はその性質上解除後も継続することが意図されている条項の継続に影響を与えず、また、支払に関するものであるか否かにかかわらず、既に発生した権利又は既存の義務にも影響を与えないものとします。

14. データ保護

14.1. 個別契約の履行がお客様の代理及びその指示の下で SoftwareOne による個人データの処理を含む範囲において、両当事者は個別契約に定められたフレームワークデータ処理契約に同意するものとします。疑義を避けるため、お客様は、個人データの処理に関する指示がフレームワークデータ処理契約に定められたとおりであることに同意するものとします。

14.2. 両当事者は、個人データが処理される場合、関連するデータ保護法令の下で適用される要件をそれぞれ遵守することに同意するものとします。したがって、本条項は、当該データ保護法令に基づく当事者の義務又は権利に追加されるものであり、それらを軽減、除去又は置き換えるものではありません。

15. 輸出

15.1. 製品・サービスは、複数の法域の輸出管理、貿易、制裁に関する法律の対象となる場合がありますので、お客様はその旨ご了承ください。お客様は、輸入、輸出管理、関税、制裁に関する一切の適用法規を常に遵守するものとします。これには、米国（輸出管理規制および OFAC 規制を含む）、欧州連合およびその加盟国、英国、国連安全保障理事会、ならびに SoftwareOne、お客様、製品・サービスに対して権限を有するその他の法域によって管理・執行される法規が含まれます。この義務は、一切の輸出・再輸出・移送（国内輸送およびみなし輸出を含む）、ならびに、製品・サービスに対する一切のアクセス・使用・受領に適用されます。

15.2. お客様は、直接・間接に以下の行為を行ってはなりません。(i) 制裁対象もしくは禁輸対象とされている国や地域や、制限対象リストに掲載されている個人・団体や、かかるリストに掲載されている個人・団体に所有または支配されている個人・団体に対して、製品・サービスを輸出、再輸出、譲渡、開示すること。(ii) 核兵器・ミサイル・生物化学兵器の拡散、禁止されている軍事・防衛・監視上の用途、人権侵害に関連する用途など、制限対象とされている最終用途のために、製品・サービスにアクセスし使用すること。(iii) 本条項に定める義務と同様の義務を遵守することに書面で同意しない第三者に対して、製品・サービスを再販、再許諾、またはその他の方法で譲渡すること。

15.3. SoftwareOne は、製品の輸出分類またはライセンス情報を提供する義務を負いません。ただし、お客様から書面による具体的な要請があった場合、SoftwareOne が関連する第三者から当該情報を入手できる範囲内において、SoftwareOne はお客様に当該情報を提供するものとします。かかる情報提供は専ら便宜上行われるのであって、正確性または完全性を保証するものではありません。お客様は、製品・サービスのアクセス、使用、輸入、輸出、再輸出、譲渡に関連する一切の分類、ライセンス、認可要件の確認および遵守について、単独で責

任を負うものとし、かかる業務に取りかかる前に、自社費用で必要なライセンス、許可、またはその他の認可を取得するものとします。

15.4. お客様は、自社及びその関連会社、また、自社及びその関連会社の取締役、役員、従業員、代理人が、以下のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。(i) 適用制限または拒否対象者リストに掲載されている個人または団体について、そこに記載されているか、それらに所有または支配されているか、あるいはその代理として活動している。(ii) 包括的制裁や禁輸の対象とされている国または地域に立地、所属、居住している。(iii) かかる制裁の対象者、対象国、対象地域において、もしくは、それらの利益のために、製品・サービスにアクセスし使用する、また、アクセスし使用することを許す。これらの表明内容のいずれかが満たされなくなった場合、お客様は SoftwareOne に書面をもって遅滞なく通知するものとします。

15.5. お客様は、本条項に対する実際的な違反またはその嫌疑、あるいは、お客様が製品・サービスにアクセスして使用するにあたり影響を受けるおそれのある輸出規制または制裁措置の変更について、製品・サービスの輸出・再輸出・譲渡に先立ち、速やかに、かつ、いかなる場合も事前に、SoftwareOne に書面をもって通知するものとします。お客様は本標準規約及び個別契約の終了または満了後少なくとも 5 年間は、本条項の遵守を証明する正確な記録を保持するものとし、SoftwareOne の合理的な要請に応じて、関連文書または証明書を提供し、製品・サービスに関する管轄当局による合法的な要請または監査への対応において SoftwareOne に協力するものとします。

15.6. お客様が本条項に違反することは重大な違反とみなされ、SoftwareOne は通知を行ったうえで直ちに、責任を負うことなく、本標準規約及び/又は関連契約を解除する権利を有するものとします。また SoftwareOne は、契約を履行することが、適用を受ける輸出管理法、制裁法、または本条項に違反すると合理的に判断される場合、通知を行ったうえで直ちに、責任を負うことなく、本標準規約及び/又は関連契約を解除することができます。お客様は、自社、その関連会社、またはお客様が製品・サービスへのアクセスや使用を許可した者による本条項違反に直接・間接に起因するかまたはそれらに関連して発生する一切の請求、責任、損害、損失、罰金、処罰、費用および経費（合理的な弁護士費用を含む）について、SoftwareOne およびその関連会社、ならびにそれらの役員、取締役、従業員、および代理人を補償し、弁護し、免責することに同意するものとします。

15.7. 本条項は、本標準規約および個別契約の終了または満了後も存続するものとします。

16. 関連会社

16.1. お客様の関連会社は、SoftwareOne 又は SoftwareOne の関連会社と個別契約を締結することにより、本標準規約に基づいて本製品及び/又は本サービスを調達することができるものとします。お客様の関連会社が本標準規約に基づいて個別契約を締結する場合：(i) 本標準規約における「お客様」への言及は、当該お客様関連会社を指すものとします。(ii) 本標準規約における「SoftwareOne」への言及は、個別契約を締結した SoftwareOne 関連会社、又はお客様関連会社と SoftwareOne が個別契約を締結した場合は SoftwareOne を指すものとします。及び(iii) 個別契約の条項は、お客様関連会社と個別契約を締結した SoftwareOne 関連会社、又はお客様関連会社と SoftwareOne が個別契約を締結した場合は SoftwareOne との間の個別の合意を表すものとします。個別契約の当事者は、現地の法令及び規制に対応するために必要な特定の条項を含め、個別契約に特定の条項を組み込むことができるものとします。 ただし、かかる現地で合意された条項は、当該個別契約に固有の規定であり、当該個別契約に関する場合を除き、本標準規約を修正するものとは解釈されないものとします。お客様は、第三者がお客様関連会社に対して追加要件を設ける場合があることを確認するものとします。これには例えば、本製品価格水準又は割引を決定する目的などが含まれます。

16.2. お客様及びその関連会社は、本標準規約及び個別契約に関連して生じる可能性のある一切の債務について連帯して責任を負うものとします。

16.3. お客様またはお客様の関連会社が支払うべき金額が、請求書日付から暦日で 20 暦日以内に支払われなかった場合、SoftwareOne は独自の裁量によりお客様グループ内のいずれかの事業体に請求書を発行することができます。このことは SoftwareOne が有するその他の権利を妨げるものではありません。かかる請求書を受け取ったお客様グループ内のいかなる団体も、請求書の日付から 5 暦日以内に、当該延滞金額の全額を SoftwareOne に支払うことに同意するものとします。お客様グループの他の事業体に請求書を送付する前に、SoftwareOne は通常の売掛金回収慣行に従ってお客様または関連するお客様の関連会社（該当する場合のみ）から支払を回収するために合理的な努力を払うものとします。

17. 不可抗力

17.1. いずれの当事者も、本標準規約又は個別契約に基づく義務（支払義務を除く）の履行遅延又は不履行について、当該遅延又は不履行が不可抗力事由の結果である範囲において責任を負わないものとします。各当事者は、義

務の履行能力に影響を与える可能性のある不可抗力事由又は潜在的な不可抗力事由について速やかに相手方当事者に通知し、その影響を軽減するために合理的な努力を払うものとします。

18. 勧誘

18.1. 本標準規約又は個別契約（場合に応じて）の終了又は満了後 12 ヶ月間、いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本標準規約又は該当する個別契約（場合に応じて）の主題に関与した相手方当事者又は相手方当事者の関連会社の役員、取締役、従業員、個人契約者を、直接的又は間接的に雇用のために勧誘してはならないものとします。この禁止規定は、当事者が誠実な採用広告キャンペーンを実施すること、又はかかるキャンペーンに応募した相手方当事者の人員に雇用を提供することを妨げるものではありません。

19. 当事者間の関係

19.1. 両当事者は、常に独立した契約者としての関係を維持するものとし、本標準規約又はいかなる個別契約においても、雇用関係、代理関係、合弁事業、パートナーシップ、又はその他の類似の取決めを創出するものとは解釈されないものとします。本標準規約又は該当する個別契約に別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も、第三者に対して相手方当事者の代理人であると自称し、又は相手方当事者を拘束する権限を有するものではありません。

20. 非独占的権利

20.1. 本標準規約及び各個別契約は非独占的であり、いずれの当事者も、類似の本製品及び/又は本サービスについて第三者と契約を締結することができるものとします。本標準規約のいかなる規定も、お客様に対して個別契約を締結し、又は特定の数量（量、金額、又は期間を問わず）の本製品及び/又は本サービスを購入する義務を課すものではありません。本標準規約のいかなる規定も、SoftwareOne に対してお客様に本製品及び/又は本サービスを提供する義務を課すものではありません。

21. 譲渡及び再委託

21.1. お客様は、SoftwareOne の事前の書面による同意（不当に留保又は遅延されないものとする）なしに、本標準規約又はいかなる個別契約に基づく権利及び/又は義務を譲渡、移転、更改又は再委託することはできないものとします。

21.2. SoftwareOne は、お客様の事前の書面による同意なしに、本標準規約又はいかなる個別契約に基づく権利及び/又は義務の一部又は全部を、いつでも関連会社又は第三者に譲渡、移転、更改又は再委託することができるものとします。

21.3. 本条の他の規定を条件として、本標準規約及び各個別契約は、両当事者の個人的代表者、許可された譲受人及び権原の承継人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有するものとします。

22. 第三者受益者

22.1. 本標準規約又は個別契約に明示的に定める場合を除き、本標準規約又は個別契約のいかなる規定も、その当事者でない個人又は事業体に第三者受益者の権利を創出するものではありません。本標準規約又は個別契約の当事者でない者が、法令の効力によりその条項を執行する権利を有する場合であっても、当該法令にかかわらず、その当事者は、かかる第三者の同意を要することなく、本標準規約又は個別契約を変更又は解除することができるものとします。

23. 権利放棄

23.1. いずれかの当事者による本標準規約又は個別契約の条項の権利放棄又は修正は、他の条項を無効にし、権利放棄し、又は修正するものではありません。権利又は救済手段を行使しないこと、又は行使を遅延することは、過去、現在及び/又は将来のいかなる状況又は事象に関しても、その権利又は救済手段の放棄又は撤回と解釈されないものとします。権利又は救済手段の単一又は部分的な行使は、その権利又は救済手段のさらなる行使を妨げ又は制限するものではありません。全ての権利放棄は、有効となるために書面で行わなければならないものとします。

24. 可分性

24.1. 本標準規約又は個別契約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所により無効、違法又は執行不能と判断された場合であっても、かかる無効性、違法性又は執行不能性は、残余の規定の有効性、適法性又は執行可能性

を損なわず、影響を与えないものとし、これらの規定は引き続き完全に効力を有するものとします。両当事者は、無効、違法又は執行不能な規定の経済的、法的及び商業的目的を可能な限り達成する、有効で適法かつ執行可能な規定に置き換えるよう努めることに合意するものとします。

25. 変更

25.1. SoftwareOne は、お客様の同意を得ることなく、任意の時期に、理由を問わず、本標準規約を変更することができます。 個別契約の変更は、その条項に従って行うことができるものとします。契約書に定められた内容にかかわらず、SoftwareOne は、お客様の同意を得ることなく、以下の目的で契約書の一部を変更する権利を有します。また、このことは、SoftwareOne が有するその他の変更権を妨げるものではありません。(i) SoftwareOne が拘束される法令又は政府若しくは規制機関（証券取引所を含む）の要件を遵守するため、(ii) 第三者が自社の製品利用規約に加えた変更、または、SoftwareOne による再販または SoftwareOne のサービスの一部としての提供業務を対象とする条件の変更を反映するため。

25.2. 第三者は、これに従って自社の本製品条件を変更する権利を有するものとします。第三者がその本製品条件に加えた変更は、当該第三者が当該変更の発効日として定めた日に効力を生じるものとみなされます。SoftwareOne が別段の合意をしない限り、第三者がその本製品条件に加えた変更を定期的に監視し、確認し、把握することはお客様の責任とします。

25.3. 第 26 条にかかわらず、SoftwareOne は、本標準規約の変更について https://www.softwareone.com/en/terms-conditions に掲載することができ、個別契約の変更については当該契約に記載されているリンクに掲載することができます。かかる掲載は通知とみなされ、掲載時点で受信されたものとみなされます。お客様は、これらのサイトを定期的に閲覧し、条項の変更について確認する責任を負います。変更日以降も製品・サービスを引き続き使用することで、お客様は、変更後の規約に拘束されることに同意したものとみなされます。

25.4. お客様は、SoftwareOne がその条項に加えた変更又は第三者がその本製品条件に加えた変更の結果として生じた損害について、SoftwareOne に対して何らの請求権も有しないことに同意するものとします。

26. 通知

26.1. 本標準規約又はいかなる個別契約に基づいて発せられる通知は、有効となるために書面によるものでなければならないものとします。通知は、手渡し、記録付き配達、宅配便又は電子送信（電子形式で送信される場合）により交付することができ、本標準規約又は該当する個別契約（場合に応じて）に明記された個人の注意を喚起するよう表示し、指定された住所宛てに交付されなければならないものとします。又は、いずれかの当事者がこれらの目的のために書面で指定するその他の住所及び個人宛てに交付されなければならないものとします。

26.2. 通知は以下の各号に定める時点で受領されたものとみなします。(i) 手渡しの場合、手交した時点、(ii) 配達証明で送付した場合、実際の配達により記録される受領日、(iii) 宅配便で送付した場合、宅配業者の受領書に署名した時点、及び (iv) 受信者の所在地の営業日の営業時間内に電子メールで送信しエラー通知が届かなかった場合はメール送信時、それ以外の場合はメール送信の翌営業日。

27. 完全合意

27.1. 本標準規約及び各個別契約は、それぞれ本標準規約又は当該個別契約（場合に応じて）に関する両当事者間の合意の完全かつ排他的な表明を構成し、かかる主題に関して両当事者間それまでに取り交わされた一切の口頭または書面による合意、提案、約束、保証、表明、理解およびその他のやりとりに優先するものとします。お客様は、本標準規約又は該当する個別契約に明示的に定められていない保証、表明、約束その他の声明又は意見の表明（善意又は過失によるものかを問わず）に依拠しておらず、お客様は、それに関して SoftwareOne に対して何らの権利又は救済手段も有しないことに同意するものとします。ただし、詐欺的な場合を除きます。

28. 紛争解決の段階的処理

28.1. 正式な紛争解決手続の開始に先立ち、両当事者は本標準規約又は何らかの個別契約から生じる若しくはそれに関連する紛争を、可能な限り低い権限レベルで、友好的な商業的経路及び手続を通じて非公式に解決するよう最初に試みるものとします。両当事者が紛争を解決できない場合、いずれかの当事者の書面による要請に基づき、各当事者は権限を有する上級代表者を指名するものとし、当該代表者の任務は 15 暦日以内に紛争の解決を試みるために合理的に必要な頻度で会合するものとします。権限を有する上級代表者によって紛争が解決できない場合、いずれかの当事者は、当該事項をそれぞれの CEO 又はその指定代表者に付託することができ、これらの者は合理的に可能な限り速やかに紛争を解決する意図をもって当該事項を協議するために会合するものと

します。本手続の下で 30 暦日の総期間内に紛争が解決されない場合、いずれかの当事者は本標準規約又は個別契約（場合に応じて）に基づく権利を執行するために正式な法的手続を開始することができるものとします。

28.2. 本条のいかなる規定も、以下の各号の目的で裁判所の手続を開始又は継続することを妨げるものではありません。 (i) 知的財産権の所有権に関する請求を処理すること、 (ii) 相手方当事者に何らかの作為又は不作為を強制または差し止めること、 (iii) 適用される出訴期限の満了を回避すること、 (iv) 他の潜在的債権者との関係において紛争における優位な立場を保持すること、 又は(v) 債権を回収すること。

29. 準拠法および国別規定

29.1. 本標準規約及び各個別契約は、SoftwareOne の現地本社が所在する国/州/地域の法令に準拠し、解釈されるものとし、法の抵触に関する規則は参照しないものとします（以下「**準拠法**」という）。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本標準規約又はいかなる個別契約にも適用されないものとします。各当事者は、本標準規約又は個別契約（場合に応じて）から生じる若しくはそれに関連する紛争又は手続に関して、SoftwareOne の現地本社が所在する国/州/地域/都市の裁判所（又は当該場所について管轄権を有する裁判所）の専属的管轄に服することに同意するものとします。上記にかかわらず、(i) 各当事者は、知的財産権を保護するため、秘密保持義務を履行するため、または裁定もしくは命令の執行もしくは承認のため、あらゆる法廷において差止め救済措置を求めることができます。また、(ii) SoftwareOne は、その単独の裁量により、お客様の所在する国・州・地域において、未払い金またはその他の金銭請求の回収や回復を求める訴訟または請求を行うことができます。

29.2. 準拠法に適用される国別規定は、こちら（国別規定）のリンク先に掲載してあります。

30. 定義及び解釈

解釈

30.1. 法令への言及は全て、随時改正、拡張又は再制定されたその法令、並びにその下で制定された全ての法令への言及を含むものと解釈されるものとします。

30.2. 文脈上別段の定めがある場合を除き、単数を表す語は複数を含み、その逆も同様とし、いずれかの性別を表す語は全ての性別を含むものとします。

30.3. 「人」には、法人又は非法人団体（別個の法人格を有するか否かを問わない）、並びにその者の個人的代表者、承継人及び許可された譲受人が含まれるものとします。

30.4. 条項、段落、節及び別紙の見出しは参照の便宜のためのみのものであり、本標準規約又はいかなる個別契約の解釈または構成に影響を与えないものとします。

30.5. 「含む」、「含める」、「特に」、「例えば」又はその他の類似の表現によって導入される語句は、例示的なものとして解釈され、それらの用語に先行する語、説明、定義、語句又は用語の意味を制限しないものとします。

30.6. **これらの標準条項および/または契約書は、英語以外の言語で提供される場合があります。特定の言語で提供されていない場合、英語版が適用されるものとします。本版が他の言語で利用できる場合、その言語版と英語版との間に不一致または矛盾がある場合は、英語版が優先されるものとします。**

30.7. 物理的又は電子的な署名が必要な場合、本標準規約及び各個別契約は、任意の数の別個の副本に署名することができ、署名及び日付が付された各副本は原本となり、かかる副本を合わせて一つの同一の標準規約又は個別契約（場合に応じて）を構成するものとします。

優先順位

30.8. 以下の条項間に矛盾又は不一致がある場合：(i) 本標準規約及び別紙の間では、別紙の条項が優先されるものとします、 及び(ii) 本標準規約及び個別契約の条項の間では、個別契約の条項が優先されるものとします。

お客様条件

30.9. お客様が使用する一般条件、又はウェブサイト、請求書、発注書その他の業務用書類の規定は、本標準規約又はいかなる個別契約の条項に優先されることはなく、本標準規約又はいかなる個別契約に関連する当該文書は管理目的のみで法的効力を有しないものとします。 これは、SoftwareOne が当該条件又は規定に明示的に異議

を唱えない場合、又は SoftwareOne が当該条件若しくは規定を知りながら無条件にお客様に本製品及び/又は本サービスを提供する場合であっても同様とします。

定義

30.10. 本標準規約及び各個別契約において、文脈上別段の定めがない限り：

前払い	SoftwareOne がお客様に前払いで支払うべき金額を請求し、お客様は提供される本製品及び/又は本サービスの開始、継続又は引渡しの前に支払わなければならないことを意味します。
関連会社	関連当事者によって支配されている、または関連当事者と同一の支配下にある、または、関連当事者を支配している事業体のことを指します。 ここでの「***支配***」とは、直接または間接に議決権の過半数（50%以上）を所有または支配していることを指します。また、そうでない場合は、直接または間接に、関連事業体の経営方針や施策について指示・発案する実権を有している状態を指します。 「***支配する***」、「***支配されている***」、「***支配している***」はいずれも、これに応じて解釈されるものとします。
集計データ	本製品及び/又は本サービスへのアクセス及び/又は使用の過程で、お客様及び/又はユーザーから収集された、又は提出、確認若しくは提供された情報及びデータを意味します。
分析データ	SoftwareOne が入手可能な本製品及び/又は本サービスへのアクセス及び/又は使用に関する SoftwareOne の分析を意味します。
正当な権限を有する窓口担当者	主要連絡先、副連絡先、請求管理者、契約管理者、及び IT 管理者 IT サポート連絡先を意味します。
請求管理者	SoftwareOne のお客様ポータルを通じてお客様に代わって請求に関する問い合わせやサービスリクエストを提出できるお客様の従業員、及び/又は請求に関する問題や紛争に関して SoftwareOne から連絡できる従業員を意味します (ただし、必要に応じてお客様の会社の他の担当者に連絡する SoftwareOne の権利を妨げるものではありません) 。
営業日	SoftwareOne の所在地における公休日ではない通常の勤務日を意味します。
変更通知	別紙 2 の第 3.1 条に定める意味を有します。
本条件	本文の第 5.14 条に定める意味を有します。
機密情報	本標準規約及び/又はいかなる個別契約に関連して開示又は取得された全ての情報（それらの締結に至る協議を含みます）（口頭、書面、電子的又はその他の方法若しくは形式を問いません）であって、開示者（直接的又は間接的に、その関連会社からのものを含みます）から受領者に機密であると明記又は通知されたもの、並びに情報の性質、開示の状況又は通常の業務過程において機密性を有すると考えられるその他の情報を意味します。
消費量ベースの本製品及び/又は本サービス	使用量又は消費量のレベルに応じて料金が変動する可能性のある本製品及び/又は本サービスを意味します。
契約管理者	お客様に代わって法的拘束力のある通知（変更通知を含む）を提供し、IT 管理者又は請求管理者の連絡先タイプを変更する権限を付与されたお客様の従業員を意味します。
契約	これは、SoftwareOne とお客様との間で締結された本標準規約に基づく、製品および（または）サービスの提供に関する書面合意を指します。
契約期間	本文の第 3.2 条に定める意味を有します。
国別規定	とは、以下のリンクに掲載してある規定のことを指します（国別規定）。これらの規定は、本標準規約または個別契約（該当する場合）が特定の準拠法の対象となる場合に適用されるものとします。
お客様	本文の第 1.3 条に定める意味を有します。
お客様グループ	とは、お客様の会社およびその関連会社のことを指します。
お客様マーク	本文の第 10.6 条に定める意味を有します。
お客様資料	お客様、そのユーザー、および第三者の資料を指します。
成果物	本サービス契約に基づいて SoftwareOne がお客様のために独占的に作成した作業項目の最終版であって、個別契約において「成果物」として明示的に特定されているものを意味します。
開示者	機密情報を開示する当事者を意味します。
ダウンタイム	別紙 2 の第 3.3 条に定める意味を有します。
発効日：	本文の第 1.4 条に定める意味を有します。

フィードバック	本製品及び/又は本サービス、又は SoftwareOne の事業若しくは技術計画に関する全ての入力、コメント、又は提案を意味し、これらの可能な創造、開発、修正、訂正、改善、又は強化に関するコメント若しくは提案を含むものとします。
不可抗力事象	当事者の合理的な支配を超えるあらゆる原因を意味し、政府又は規制機関の行為若しくは命令、暴動、市民騒擾、戦争又は武力紛争、核・生物・化学戦争、テロ行為、天災、地震、暴風、洪水、火災その他の自然現象、疫病（感染症の発生及び公衆衛生上の緊急事態を含みます）、公共サービス又は交通網の障害、インターネット障害、悪意による損害行為、労働争議その他の産業障害、封鎖、禁輸措置を含み、これらの行為が関連法令の下で特定、宣言、又は受け入れられているか否かを問わないものとします。当事者のサプライヤー及び/又は下請業者の不可抗力事由も、不可抗力事由とみなされるものとします。
フレームワークデータ処理契約	個別契約に関して両当事者間で合意されたフレームワークデータ処理契約を意味します。
準拠法	本文の第 29.1 条に定める意味を有します。
高リスク使用	原子力施設の運営、生命維持システム、緊急通信、航空機の航行又は通信システム、航空交通管制システム、又はその他の本製品及び/又は本サービスの故障若しくは不具合が合理的に死亡若しくは重大な身体的・人的傷害、又は有形・無形の財産若しくは環境への深刻な損害につながる可能性のある活動を意味します。
インシデント	個別契約に別段の定めがない限り、本サービスの計画外の中断又は劣化を意味します。
知的財産権	すべての特許、発明の権利、著作権、ソフトウェア、商標、商号、ドメイン名、サービスマーク、ロゴ、企業秘密、機密情報、編集物、図、レイアウト、マスク・ワーク、ノウハウ、データベースに関する権利、デザイン、方法、処理法、定式、利用権、およびその他の所有権および特権のことを指します。 登録済みか未登録かを問わず、上述一切に関する何らかの改良、変更、強化、二次的著作物を含みます。 また、世界のあらゆる地域で現在存在するか、将来存在するであろう、その他一切の同様の権利、これに相当する権利、保護形態、ならびに、かかる権利に関する何らかの登録申請、登録申請を行う権利、かかる登録の更新、改訂、延長を意味します。
IT 管理者	お客様に代わってインシデント及び本サービス要求を提起する権限を付与され、SoftwareOne の主要な技術的連絡先となるお客様の従業員を意味します。
IT サポート連絡先	お客様に代わってインシデントを提起する権限を付与されたお客様の従業員を意味します。
法令	一切の法律、法令、下位法令、条例、規制、命令、規制政策、義務付けられている指針や規範、関連裁判所の判決、指令、要件のことを指します。
本文	本文の第 2.1.1 条に定める意味を有します。
マーケティング参加契約	本文の第 10.6 条に規定するマーケティング活動に関連して、お客様の該当人員と SoftwareOne との間で締結される契約を意味します。
資料	これは、制限なく、あらゆるハードウェア、機器、通信およびその他の IT インフラストラクチャ、プラットフォームまたはシステム、データ（個人データを含む）、情報、文書、作業資料、あらゆる形式のソフトウェア、コード、コマンドラインツール、ソフトウェアライブラリ、Web サービス定義言語、テキスト、音声、動画、画像、またはその他のコンテンツもしくは資料を意味します。
OFAC	本文の第 15.2 条に定める意味を有します。
注文確認書	「注文確認書」の形式による製品注文に対する SoftwareOne の拘束力ある承諾をいい、SoftwareOne が発行する個別の文書又はその他の書面による通知の如何を問わず、当該製品の詳細、数量、価格その他両当事者が合意した条件を含むものを意味します。
超過料金	お客様が調達した量を超えて製品及び／又はサービスにアクセス及び／又は使用したことにより発生する追加料金を意味します（当該超過が消費量に基づくか否かを問わない）。
当事者／両当事者	本文の第 1.3 条に定める意味を有します。
許可受領者	以下を意味します：(i) SoftwareOne に関しては、SoftwareOne 関係者並びにその監査人、保険会社及びその他の専門アドバイザー、及び(ii) お客様に関しては、お客様の関連会社並びにその監査人、保険会社及びその他の専門アドバイザーをいい、各場合において本文第 10.1 条に従って合意されたその他の当事者を含みます。
個人データ	識別された又は識別可能な自然人（以下「**データ主体**」という）に関する情報をいいます。 識別可能な自然人とは、特に氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子又は当該自然人に固有の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティを示す一つ若しくは複数の要素を参照することにより、直接的又は間接的に識別することができる者をいいます。

主要連絡担当者	本標準規約及び各個別契約に関し、お客様を代表して行動するための必要な全ての権限を有する主要連絡担当者としてお客様が指定したお客様の従業員をいいます。
製品	契約関連で SoftwareOne が販売・提供するサードパーティのソリューション、製品、サービス、または UE（同様のサードパーティ資料を含む）であり、その際には該当のサードパーティによって、時折修正される可能性があるものを指します。
製品条件	契約に関連して SoftwareOne が再販売、提供、または提供する商品に適用されるサードパーティの条件を指します。 これには、エンドユーザーライセンス契約、オープンソースライセンス条件、使用制限などが含まれます。 該当のサードパーティによってこれらの条件は定期的に修正される可能性があります。
禁止行為	以下の行為をいいます： (i) 提供される製品及び／又はサービスの適切な運用を妨害し、又は妨害を試みる行為、(ii)SoftwareOne 又は第三者のコンピューターシステムへの不正アクセスを試み、又は不正にアクセスする行為、(iii) 提供中又は提供予定の製品及び／又はサービスの中断又は品質低下を引き起こす行為、(iv) 虚偽、違法、嫌がらせ、中傷、虐待的、憎悪的、人種差別的、脅迫的、有害、卑猥、扇動的、その他好ましくない又は攻撃的な内容の資料を送信する行為、又は(v)SoftwareOne がその単独の裁量により随時定めるその他の禁止行為を意味します。
禁止内容	これは、中傷的、わいせつ、攻撃的、憎悪を煽る、扇動的、侮辱的、脅迫的、屈辱的、露骨な性的表現を含む、違法、不道徳、差別的、権利侵害（著作権侵害を含む）のいずれかに該当する素材、または SoftwareOne および（または）SoftwareOne 関係者の IT 環境に悪影響を及ぼし、望ましくない動作を引き起こしたり実行したりする可能性のあるプログラムやコードを含む素材を意味し、これにはウイルス、ワーム、トロイの木馬、ドロッパー、または悪意のあるコード（これらの用語はコンピュータ業界で一般的に理解されている意味を持つ）、あるいは SoftwareOne がその単独の裁量により随時決定するその他の禁止素材が含まれます。
受領者	機密情報を受け取る当事者を意味します。
免責事由	本文の第 6.2 条に定める意味を有します。
再販条件	本文の第 2.1.2 条に定める意味を有します。
取消事由	本文の第 5.15 条に定める意味を有します。
契約発効日	本文の第 3.2 条に定める意味を有します。
制裁調査	本文の第 15.2 条に定める意味を有します。
制裁リスト	本文の第 15.2 条に定める意味を有します。
制裁規則	随時施行される貿易、金融又は経済制裁若しくは禁輸に関する全ての法令をいい、以下を含みます：(i) 米国政府（米国輸出管理規則及び国際武器取引規則を含む）、国際連合安全保障理事会、欧州連合若しくはその加盟国、英国財務省又はその他の政府機関により執行される制裁又は禁輸、ならびに(ii) 製品及び／又はサービスの使用、移転、輸入、輸出又は再輸出に適用される米国及びその他の政府による輸入、輸出又は再輸出管理並びにエンドユーザー、最終用途及び仕向地制限を意味します。
副連絡先	主要連絡先に連絡が取れない場合に、本標準規約及び各個別契約に関してお客様を代表して行動するために必要な全ての権限を有する副連絡先としてお客様が指定したお客様の従業員を意味します。
セキュリティインシデント	本文の第 5.9 条に定める意味を有します。
セキュリティ情報	本文の第 5.11 条に定める意味を有します。
サービス リクエスト	個別契約に定める対象範囲内のサービス提供を、IT 管理者が正式に要求することを意味します。
サービス	契約に関連して、SoftwareOne が提供または提供することができる解決策、製品、サービス、および（または）UE（デリバラブル、SoftwareOne の資料、または製品を含む）を指します。SoftwareOne は、随時変更することがあります。
サービス条件	本文の第 2.1.3 条に定める意味を有します。
ソフトウェアの資料	すべての SoftwareOne および（または）SoftwareOne の関連会社の資料を指します。
SoftwareOne 関係者	SoftwareOne の関連会社、下請業者、サプライヤー、請負業者、コンサルタント、代理人及び/又はライセンサーを指します。
標準規約	本文の第 1.2 条に定める意味を有します。
税金	名称の如何を問わず、管轄当局により直接または源泉徴収を通じて、請求、課税、取り立てられる一切の種類の税、請求金、公共料金、寄付金、関税、賦課金、分担金、政府負担金、手数料のことを指します（源泉徴収税、税関、売上税、物品サービス税、付加価値税を含む）。
有効期間	本文の第 3.1 条に定める意味を有します。

解除手数料	本文の第 13.1.3 条に定める意味を有します。
第三者	これは、製品やサードパーティ資料に関する権利、所有権、または利益（知的財産権を含む）の所有者またはライセンシーであるサードパーティを指します。
「第三者資料」	一切の第三者の資料のことを指します。
使用環境又は UE	本文の第 5.8 条に定める意味を有します。
ユーザーベース本製品	第三者に応じて、本製品を使用する能力を有する個人の数及び/又は本製品が使用されるデバイスの数によって課金される本製品を意味します。
UE 条項	本文の第 5.9 条に定める意味を有します。

別紙 1:
再販条件

本標準規約の本文に規定された諸条件に加え、以下の条項が SoftwareOne による本製品の再販売に適用されるものとします。

1. 製品注文及び製品利用規約

1.1. お客様は、本 MA の本文第 2 条に従い、本製品の注文を行うことができるものとします。 お客様は、SoftwareOne が製品の再販業者としてのみ行動しており、製品の提供者が第三者であることを了承し、これに同意するものとします。本標準規約及び関連契約の条項に加えて、第三者の製品利用規約も適用されるものとします。製品利用規約には、購入された本製品に関して第三者がお客様に提供する権利および義務、ならびに表明、保証、責任および補償に関する条項が規定されるものとします。SoftwareOne は、明示的か黙示的かに関わらず、また、法によって定められているかまたはその他の形式によるかを問わず、適用法令によって認められる最大限の範囲で、一切の種類または性質の保証・表明・責任を明示的に否認します。これには、第三者が提供する製品に起因または関連するあらゆる問題・欠陥・損害が含まれますが、これらに限定されません。

1.2. 製品にアクセスしてご利用いただくに先立って、お客様は、第三者との間で製品利用規約を締結し、当該製品利用規約に拘束され、これを遵守し、かつこれに従って本製品を使用することに同意するものとします。お客様は、製品にアクセスまたは使用することにより、製品利用規約に拘束され、これを遵守することに同意するものとします。お客様が製品利用規約を遵守しないことについて、SoftwareOne はいかなる場合も責任を負いません。

1.3. 本製品及び第三者資料（全ての二次的著作物を含む）に係る権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）は、該当する第三者及びそのライセンサーに帰属し、引き続き帰属するものとします。製品は、お客様が専ら社内で使用することを目的としており、書面により別途合意しない限り、再販することはできません。お客様が取得する製品使用権は限定的であり、その範囲は製品利用規約に明記されています。

1.4. お客様は、お客様が製品利用規約に違反したことに直接・間接に起因する一切の責任、損害、損失、罰金、費用及び経費（合理的な弁護士費用を含む）について、SoftwareOne を補償し、防御し、免責することに同意するものとします。お客様が製品にアクセスして使用すること、あるいは、製品利用規約を遵守しないことに起因して、第三者がお客様に対して行う監査や支払い請求に関して、SoftwareOne は一切の責任を負いません。

2. 納入、検収及びリスク

2.1. SoftwareOne は、第三者が提供する電子的送信、電子的アクセス、ダウンロードその他の方法により本製品を納入することができるものとします。電子的な納入が不可能な場合、SoftwareOne は、（お客様の費用負担で）個別契約で合意された場所および/またはお客様の住所への発送を手配することにより本製品を納入することができるものとします。個別契約に記載された納入日は、あくまでも予定日であり、確定的なものではありません。SoftwareOne は、納入の遅延およびその予想される期間の詳細をお客様に通知するものとします。本製品は、納入時に検収されたものとみなされます。危険負担は、納入時にお客様に移転するものとします。

3. 自動更新条項

3.1. お客様は、一部の第三者がその製品利用規約において本製品の自動更新条項を設けており、お客様に本製品を更新しない意思の通知を要求していることを確認します。お客様が本製品を更新しない場合、お客様は以下の事項を遵守するものとします：(i) 製品利用規約において第三者が要求する期間の 30 暦日前までに、本製品を更新しない旨を SoftwareOne に通知すること。 また、(ii) 製品利用規約で定められた方法により、本製品を更新しない旨を当該第三者に通知すること。例えば、第三者の製品利用規約が 30 暦日前の更新しない旨の通知を要求する場合、お客様は SoftwareOne に対し 60 暦日前までに更新しない旨の通知を行うものとします。お客様が所定の更新しない旨の通知を行わなかった場合、本製品（およびそれに関連する個別契約）は自動的に更新され、お客様は当該更新に伴う支払義務を負うものとします。

4. ボリュームライセンス/エンタープライズライセンス

4.1. ボリュームライセンス契約またはエンタープライズライセンス契約に基づいて購入された本製品は、予め定められた期間で設定されるものとします。お客様は、これらの契約が合意された期間満了前に解約できないこと、および返品権や使用量調整権の制限等の各種制限が適用されることを確認します。お客様は、適用されるすべての返品および調整方針を含む、これらの契約のすべての諸条件に従うこと、および第三者との特別な合意が

ない限り中途解約ができないことを確認します。かかるボリュームライセンス/エンタープライズライセンスモデルに前払いを要する固定期間が設定されている場合、お客様はこれらの条件を遵守することを確約します。

4.2. ボリュームライセンス契約またはエンタープライズライセンス契約が延長期間に入り、本製品が解約または更新されていないにもかかわらず、お客様が当該本製品の使用を継続している場合、SoftwareOne はお客様に対し、当該本製品の請求モデルおよび方針に基づき、当時有効な価格で発生したすべての料金、経費、租税およびその他の費用（すべての利用料を含む）を請求する権利を有し（そしてお客様はこれを支払う義務を負い）、これには SoftwareOne の関連手数料も含まれるものとします。お客様は、かかる価格が小売価格に基づく場合があることに同意します。

5. 解除および解除の効果

5.1. 本製品の注文は、SoftwareOne が第三者に発注するためのお客様からの授権であり、注文された本製品について SoftwareOne に対価を支払うというお客様の法的拘束力のある確約です。本製品の注文は、SoftwareOne が第三者に発注する前であれば、お客様はいつでもこれを変更または取り消すことができます。お客様は、SoftwareOne が第三者に発注した後は、個別契約は撤回不能となり、変更できず、第三者の同意がない限り解除できないこと、また、第三者および/または SoftwareOne が定める解除要件（解除手数料を含む）に従うことに同意します。SoftwareOne は、第三者から SoftwareOne に返金または入金が行われない限り、本製品に対してお客様が支払った金額を返金または入金しないものとします。

6. データ保護

6.1. 本別紙 1 に定める目的のため、お客様は個人データを収集し SoftwareOne に移転し、SoftwareOne が当該データを関連する第三者に移転できるようにするものとします。したがって、お客様は、適法な法的根拠に基づいて当該個人データを収集し SoftwareOne に移転すること、および SoftwareOne が実施する処理と当該処理に対する異議申立権について該当する個人に通知したことを確認します。

別紙 2:

サービス条件

本標準規約の本文に規定された諸条件に加え、以下の条項が SoftwareOne による本サービスの提供に適用されるものとします。

1. サービスの発注及び製品利用規約

1.1. お客様は、本 MA 本文の第 2 条に従って本サービスの発注を行うことができます。提供される本サービスおよびそれに関連する料金は、両当事者が締結する個別契約に規定されるものとし、以下を含む場合があります：(i) SoftwareOne のソリューション、製品、サービスおよび/または使用環境（UE）、ならびに (ii) 第三者が提供する本製品。

1.2. 本サービスと併せて第三者に代わって再販される本製品は、再販条件に従って提供されるものとします。

1.3. お客様が本サービスに関連して SoftwareOne によってライセンスされた本製品へのアクセスおよび使用を提供される場合、お客様は、当該受領、アクセスおよび使用が個別契約の条件に従って提供されること、また、お客様に製品利用規約に基づく義務への同意、受諾および/または遵守を要求する場合があることを確認し、これに同意します。お客様は、かかる場合において、本サービスおよび本製品の受領、アクセスおよび使用が、製品利用規約に基づく義務への同意、受諾および（または）遵守、ならびに個別契約の条件に従うことを条件とすることを確認し、これに同意します。お客様は、SoftwareOne を製品利用規約の違反に陥らせる可能性のある作為または不作為を行わず、また、かかる行為を許容しないものとします。お客様による製品利用規約の違反は、個別契約の違反とみなされ、お客様は、それに直接的または間接的に起因または関連して生じるあらゆる請求、損害、損失、責任、制裁金、費用および経費（弁護士費用を含む）から、SoftwareOne および SoftwareOne 関係者を防御し、補償し、補償を維持し、免責するものとします。本 MA 又は個別契約に規定された責任の制限または免除は、本条に基づくお客様の補償義務には適用されないものとします。

2. 納入、検収及びリスク

2.1. 個別契約に別段の定めがない限り、SoftwareOne は本サービスを遠隔で提供するものとします。本サービスがお客様の施設で実施される場合、SoftwareOne は、個別契約の締結前に書面で SoftwareOne に通知された健康、安全および保安に関するすべての合理的かつ適法な規則、規制、方針または手順を遵守するものとします。

2.2. SoftwareOne は、前提条件および依存関係、ならびにお客様が本標準規約及び個別契約に基づく義務を遵守することを条件として、合意されたマイルストーン期日を満たすよう合理的な努力を払うものとします。SoftwareOne は、予想される遅延についてお客様に通知するものとします。

2.3. サービスレベルが個別契約で合意されている場合、SoftwareOne は、当該個別契約に規定されたサービスレベルに従って当該本サービスを提供するよう合理的な努力を払うものとします。

2.4. お客様は、個別契約に基づいて実施される本サービスが、本サービスの実施または成果物の作成に使用される第三者ツールの機能によって制限される可能性があることを確認します。SoftwareOne は、第三者ツールによって収集されたデータの正確性について一切保証しないものとします。

2.5. 両当事者が個別契約において、本サービスおよび/または対応する成果物が検収前に受入試験の対象となることに合意した場合、両当事者は、実施される受入試験、受入基準、ならびに当該試験のプロセスおよび期限を当該個別契約で合意するものとします。個別契約が受入プロセスを規定していない場合、お客様は納入時に本サービスおよびすべての対応する成果物を受け入れたものとみなされます。

2.6. 個別契約に別段の定めがない限り、成果物の危険負担は納入時に移転し、成果物は以下のいずれか早い時点で納入されたものとみなされます：(i) お客様が物理的に占有した時点、(ii) お客様の施設またはお客様のシステムに保管された時点、(iii) 書留郵便でお客様に発送された時点、または (iv) お客様への発送のために一般運送人に物理的に引き渡された時点。

3. 本サービスの変更及びサービス停止

3.1. 本サービスおよび成果物に対する料金、経費、租税およびその他の費用は、特に、SoftwareOne が個別契約に規定された範囲内で本サービスを実施し、成果物を提供することを前提としています。個別契約に規定された範囲からの逸脱は、料金、経費、租税およびその他の費用、完了日、サービスレベル、責任および/またはその他の条件を含む対応する変更をもたらす可能性があります。個別契約に規定された本サービスおよび/または成

果物の範囲から逸脱、変更または補足するお客様の要求または指示は、SoftwareOne の書面による合意（以下「**変更通知**」という）の対象となるものとします。SoftwareOne が変更通知に従って本サービスおよび/または成果物を提供する場合、当該本サービスおよび成果物は個別契約および本標準規約（変更通知で両当事者により修正された可能性がある）の条件に基づいて提供されるものとし、お客様はそれに従って、またはそこに規定されていない場合は SoftwareOne のその時点での料金で、当該本サービスおよび/または成果物に対応するすべての料金、経費、租税およびその他の費用を支払うことに同意します。

3.2. SoftwareOne は、本サービスの要素（資料、機能、ツールおよび機能性を含むがこれらに限定されない）を随時更新、アップグレード、追加もしくは削除する権利、または本サービスの新バージョンに置き換える権利を留保します。本サービスのアップグレード、新機能および/もしくは新機能性または新バージョンには追加料金が適用される場合があります。SoftwareOne は、重要な変更についてお客様に事前に通知するよう合理的な努力を払うものとします。SoftwareOne がかかる権利を行使した場合、お客様または第三者に対して一切の責任を負わないものとします。お客様は、自己の費用負担により、本サービスとの接続性および互換性を確保するため、お客様資料をアップグレードするものとします。

3.3. 随時必要となる可能性のある変更または保守作業の実施により、本サービス（またはその一部）が一時的に利用不可能となる場合があります（以下「**サービス停止**」という）。SoftwareOne が計画的なサービス停止を認識しており、合理的かつ商業的に実行可能な場合、SoftwareOne はお客様に計画的なサービス停止について通知することがあります。ただし、SoftwareOne は計画外のサービス停止（例：緊急事態や本サービスのその他の問題の結果として）については通知を提供できないものとします。SoftwareOne は、サービス停止を合理的に可能な限り、最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。お客様は、サービス停止がサービスレベルの達成度の測定に含まれないことに同意する（ただし、当該サービス停止が SoftwareOne の債務不履行の結果である場合を除く）。SoftwareOne は、現在進行中のインシデントが発生した場合、予定されたサービス停止を中断し、後の時間または日付に再設定する権利を有します。

4. リソースの可用性

4.1. SoftwareOne が本サービスの提供のためにリソースを割り当てる場合、個別契約に規定された営業時間および時間帯において営業日に利用可能であることを確保するよう合理的な努力を払うものとします。SoftwareOne は、SoftwareOne が合理的に必要とする場合、本サービスの実施に従事するそのリソースに対する合理的なアクセスを維持する権利を留保します。SoftwareOne は、お客様の同意を得ることなく、随時その単独の裁量により、割り当てられたリソースを同等またはそれに準じるスキルを有する他のリソースに代替することができるものとします。

5. 本サービス及び成果物に関するライセンス

5.1. 本 MA 本文の第 7 条に加え、個別契約に基づき本サービスの一部として提供される本サービスおよび成果物に関して、以下の条項が適用されるものとします：

5.2. 本文の第 7.2 条、第 7.3 条および第 7.4 条を条件とし、かつお客様が本標準規約及び個別契約の条件を継続的に遵守することを条件として、SoftwareOne はお客様に対し、契約期間中に本サービスを受けるために厳密に必要な範囲に限り、お客様の内部業務目的のためにのみ本サービスにアクセスし使用する、全世界的、取消可能、非独占的、再許諾不可、譲渡不可の限定的ライセンスを付与する（および/または付与を確保する）ものとします。

5.3. SoftwareOne が個別契約に基づく成果物の提供に同意した場合、本文の第 7.2 条、第 7.3 条および第 7.4 条を条件とし、かつお客様が本標準規約及び個別契約の条件を継続的に遵守することを条件として、SoftwareOne はお客様に対し、お客様の内部業務目的のみのために成果物を使用する、全世界的、永続的、取消可能、非独占的、再許諾不可、譲渡不可の限定的ライセンスを付与する（および/または付与を確保する）ものとします。ただし、本条項に特に言及したうえで、当該契約において明示的に別段の合意がなされている場合は、その限りではありません。SoftwareOne 資料が成果物に組み込まれている範囲において、SoftwareOne はお客様に対し、当該 SoftwareOne 資料を成果物の一部としてのみ、かつ付与されたライセンスに従って成果物を使用するために必要な範囲に限り使用する、全世界的、永続的、取消可能、非独占的、再許諾不可、譲渡不可の限定的ライセンスを付与するものとします。

6. 知的財産権侵害の補償

6.1. お客様が本標準規約及び個別契約の条件を遵守することを条件として、SoftwareOne は、お客様が本標準規約及び関連する個別契約に従って成果物を使用したことに起因する範囲で、第三者の特許権、商標権および/または著作権の侵害に関して SoftwareOne が行った最終判決または和解に対してお客様を補償するものとします。

6.2. 成果物が侵害請求の対象となった場合、SoftwareOne は、その選択により、以下のいずれかを行うものとします：(i) 第三者の標準的なライセンス条件に基づき、お客様が成果物の使用を継続するためのライセンスを取得する、(ii) 成果物の機能性または性能を実質的に低下させることなく、侵害しないよう成果物を修正する、または (iii) 侵害している成果物を、実質的に同等の機能性および性能を有する非侵害の代替品と交換します。上記のいずれも合理的でない場合、SoftwareOne の合理的な裁量により、お客様は侵害している成果物を返還し、SoftwareOne はお客様が当該侵害成果物に対して支払った料金のうち、残存使用期間に相当する部分を返金するものとします。

6.3. いかなる場合においても、SoftwareOne は、請求が以下の事由により生じたか、または以下の事由に起因する範囲において、本条に基づく義務または請求に対する責任を一切負わないものとします：(i) お客様がライセンス制限を超過するか、または本用順規約、個別契約および/または関連する製品利用規約に違反している場合、(ii) 成果物（またはその一部）をお客様または第三者の資料、ソフトウェア、製品またはサービスと組み合わせるか使用する場合、(iii) SoftwareOne 以外の者による、または SoftwareOne がお客様の具体的な指示に基づいて行った成果物（またはその一部）の修正、(iv) お客様による成果物（またはその一部）の使用が、文書、本標準規約、個別契約および関連する製品利用規約に従わない方法で行われた場合、(v) お客様が、申し立てられた侵害を回避できたはずの修正もしくは代替成果物の提供を受けた後、または合理的かつ/または標準的な第三者ライセンス条件の受諾を拒否した後も、申し立てられた侵害活動を継続した場合。

6.4. 本条に基づく SoftwareOne のお客様に対する補償義務は、お客様が以下の事項を履行することを条件とします：(i) SoftwareOne に対し、請求について速やかに書面による通知を行うこと、(ii) 請求の防御に関する排他的な管理権を SoftwareOne に委ねること、(iii) SoftwareOne と合理的に協力し、SoftwareOne の費用負担で、請求に関して SoftwareOne が合理的に要求する支援を提供すること、(iv) SoftwareOne の事前の書面による同意なしに、当該請求を認諾せず、また和解もしくは譲歩を試みないこと、および(v) 補償の対象となる請求、要求、費用、債務、損失、経費および損害（合理的な弁護士費用を含む）を軽減するために合理的な努力を払うこと。

6.5. 本条は、上記で特定された請求に関するお客様の唯一かつ排他的な救済手段、ならびに SoftwareOne の全ての義務および責任を規定するものです。

7. 有効期間

7.1. 個別契約においてより長期または短期の期間が規定されている場合を除き、本サービスに関する個別契約の当初期間は 12 ヶ月間（以下「**当初期間**」という）とします。その後、いずれかの当事者が現行期間の満了 2 か月前までに解約通知書を相手方に送付しない限り、当初期間は 12 ヶ月間の連続した期間（それぞれを「**更新期間**」という）で自動的に更新されるものとします（当初期間と更新期間を合わせて「**契約期間**」という）。

8. 解除および解除の効果

契約の解除

8.1. 個別契約がお客様の都合による解約を認めている場合、お客様は、当該解約のために個別契約で要求される事前の書面による通知を提供することにより個別契約を解約することができます。 ただし、お客様は、個別契約に関連して再販、提供および/または利用可能とされた本製品に関しては、個別契約を解除または解約することはできないものとします。上記にかかわらず、お客様は、個別契約の解約により、当該個別契約に関連して再販、提供および/または利用可能とされた本製品が終了する可能性があることを確認します。

8.2. SoftwareOne は、お客様が関連する個別契約または製品利用規約（場合に応じて）に規定された最小ユーザー数を下回った場合、ユーザーベース製品を含む個別契約を解約することができるものとします。SoftwareOne は、お客様が 6 ヶ月連続（または関連する第三者もしくは個別契約で指定されたそれより短い期間）で利用がない場合、従量制製品および/または本サービスを含む個別契約を停止および/または解約することができるものとします。

解約の効果

8.3. 本サービスの終了に加えて、お客様は、個別契約の解約により、本サービスに関連する本製品の受領、アクセスおよび使用の終了または停止、ならびに/または本製品もしくは第三者の環境内に保存されたお客様資料の部分的もしくは全部の喪失が生じる可能性があることを確認し、これに同意します。本製品の終了時、お客様資料は第三者が定める保持方針の適用を受けるものとします。お客様は、本製品または第三者の環境内に保存されたお客様資料の削除に起因するすべての損失および責任から SoftwareOne を免責するものとします。

8.4. 本 MA 本文の第 13 条を損なうことなく、また疑義を避けるため、本サービスに関連する本製品に対するすべての支払義務は、個別契約の終了または満了後も存続するものとします。個別契約の終了または満了時に、お客様は本製品期間の残余期間に対するすべての本製品料金（将来の支払いを含む）の請求を受け、これを支払うものとします。これは、以前により長期の支払条件が合意されていた場合でも適用されるものとします。